横浜市信用保証協会の現況
DISCLOSURE 2020

目　次

● ご挨拶 …… 2
● プロフィール …… 3
● コンプライアンス …… 6
● 個人情報保護宣言 …… 7
● 事業計画・評価 …… 8
● 信用保証制度のご案内 …… 18
● ライフステージに応じた支援 …… 22
● トピックス …… 24
● 主な保証制度 …… 27
● 信用保証の動向 …… 29
● 経営支援の取組み …… 35
● 社会貢献活動 …… 36
● 広報活動 …… 38
● 令和元年度決算 …… 39
● ご相談窓口のご案内 …… 44

当協会の記章（マーク）について

記章（マーク）

英字のG（GUARANTEE［保証］）をモチーフとして、
その中に三つの楕円が接した形状で構成しています。
この三つの楕円は信用保証協会の存在を表しています。

１つ目の楕円は中小企業
２つ目の楕円は金融機関
３つ目の楕円は当協会

この楕円が結び合い、関連性や融合性を深めています。
この三つの楕円の形状を英字のＹ（横浜YOKOHAMA）としています。
記章（マーク）全体は曲線部分を多くとりいれ、柔軟性と優しさを表現しています。
色（カラー）は、みなと横浜のイメージにあったブルーを基調とし、さわやかさを強調しています。

【表紙写真】 横浜港（(C)Yokohama Visitors Guide）

ご挨拶

横浜市信用保証協会
会長　**柏崎　誠**

はじめに、令和元年の台風第15号及び第19号、そして新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

当協会は、第２次世界大戦後の混乱期に市内事業者の再建復興と資金難解決に向け、全国で４番目に発足した信用保証協会であり、以来73年にわたり、信用保証を通じて市内事業者の資金繰りを支えてまいりました。最近では大型台風や新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた市内事業者に向けて横浜市と連携し、異例とも言える手厚い支援を行うなど、横浜市の中小企業振興施策推進の重要な役割を担っております。こうした危機こそ、私たち信用保証協会の使命を果たす時と考えており、引き続き横浜市や国、金融機関など様々な関係機関と連携を密にしてセーフティネットとしての役割を果たしながら、地域経済の振興に貢献してまいります。

さて、この度、令和元年度の業務実績や取組み等をまとめたディスクロージャー誌として「横浜市信用保証協会の現況　DISCLOSURE 2020」を発刊いたしました。

令和元年度は、改元により華々しくスタートしましたが、大型台風等の自然災害による被害、消費税率の引上げ、新型コロナウイルス感染症拡大など市内経済にとって影響の大きい出来事の多い年となりました。このような中において、当協会では創業・設備投資などに取組む事業者の皆さまや、人材不足・事業承継など様々な課題を抱える事業者の皆さまの実情に即した資金繰り支援、経営支援に努めてまいりました。

また、災害発生時における対応強化のための取組みを進めた年でした。多発する自然災害等により被害を受けた市内事業者に対して、迅速に支援できる保証制度を創設するとともに、当協会が被災した場合でも業務体制を維持するため、他の信用保証協会との相互支援体制を構築しました。

さらに、横浜マラソンでのボランティア活動の継続や地元大学での出張講義、各種イベントへの協賛など、従来の枠にとらわれない幅広い活動もしてまいりました。

当協会は、これからも地元横浜の活性化に資する取組みを探求し、役職員一丸となって取組んでまいる所存です。是非とも本誌をご覧いただき、当協会の活動に忌憚のないご意見等を頂戴できれば幸いです。

令和２年８月

プロフィール

横浜市信用保証協会は、第２次世界大戦で荒廃した国土復興の槌音が高まる中、横浜市が中心となって、金融機関、商工会議所、商工組合中央会、業者団体等の協力を得て、全国で４番目、戦後最初の信用保証協会として発足しました。

創立	昭和22年11月29日
人格	信用保証協会法に基づく法人
目的	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。（定款第１条）
基本財産	255億円 （令和２年３月31日現在）
保証債務残高	29,516件、3,398億円 （同上）
利用企業者数	19,078者 （同上）
事務所	本所　中区山下町22 山下町SSKビル９階、10階 北部支所　港北区新横浜3-9-18 新横浜TECHビルＢ館６階 西部支所　西区北幸1-6-1 横浜ファーストビル７階 南部支所　港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー22階
役職員数	86名 （令和２年４月１日現在）

●経営理念

中小企業者の良きパートナーとして金融の円滑化を図り、地域経済や社会の発展に貢献するとともに、日々の業務を遂行するにあたり、関係法令および諸規程を遵守し、役職員協調のもと互いに研鑽に励み、真に信頼される協会の運営を目指します。

●役割

信用保証協会法に基づき設立された認可法人で、中小企業・小規模事業者の皆さまがお借入をするときの「公的な保証人」となり、事業資金の調達をスムーズにする役割を担い、横浜市内約19,000者の皆さまにご利用いただいています。

次の経営ビジョンのもと、横浜の中小企業の「明日」を身近でサポートしていきます。

経営ビジョン

私たちは、信用保証と経営支援を通じて
中小企業の「明日」を応援し
横浜経済の活力ある発展に貢献します。

沿革

昭和22年11月29日	社団法人横浜信用保証協会設立
昭和24年10月21日	財団法人横浜信用保証協会に変更
昭和29年10月11日	信用保証協会法に基づく認可法人に組織変更
昭和29年11月 1日	横浜市信用保証協会設立登記
昭和40年 9月 1日	鶴見支所開設
昭和41年 4月 1日	南連絡所開設
昭和45年 9月 1日	保土ケ谷連絡所開設
昭和47年 4月 1日	神奈川連絡所開設
昭和52年 6月 1日	神奈川連絡所と保土ケ谷連絡所を統合し西部支所を開設
昭和54年 4月 1日	南連絡所を南部支所に昇格
平成22年 7月20日	鶴見支所を移転し、北部支所として開設
平成27年 5月 7日	西部支所を移転

役員構成

役職名	氏　名	備　考	
会　長	柏　崎　誠	常　勤	前　横浜市副市長
専務理事	中　嶋　章　夫	常　勤	前　横浜市信用保証協会　常勤理事兼総務部長
常務理事	伊　藤　勇	常　勤	前　横浜市教育委員会事務局担当理事（総務部長）
常勤理事	西　村　一　朗	常　勤	横浜市信用保証協会　営業部長
理　事	上　野　誠	非常勤	公益社団法人 横浜貿易協会　会長
理　事	榎　本　英　雄	非常勤	一般社団法人 横浜市工業会連合会　会長
理　事	大　前　茂	非常勤	横浜信用金庫　理事長
理　事	大久保　千　行	非常勤	横浜商工会議所　副会頭
理　事	石　川　清　貴	非常勤	一般社団法人 横浜市商店街総連合会　会長
理　事	平　沼　義　幸	非常勤	一般社団法人 横浜銀行協会　専務理事
理　事	三　村　智　之	非常勤	株式会社 神奈川銀行　代表取締役会長
理　事	島　名　浩　一	非常勤	株式会社 商工組合中央金庫　横浜支店　支店長
理　事	星　崎　雅　代	非常勤	横浜市　経済局長
常勤監事	前　田　健	常　勤	前　横浜市信用保証協会　管理部長
監　事	猪　鼻　久　義	非常勤	公認会計士・税理士

（令和２年７月１日現在）

組織図

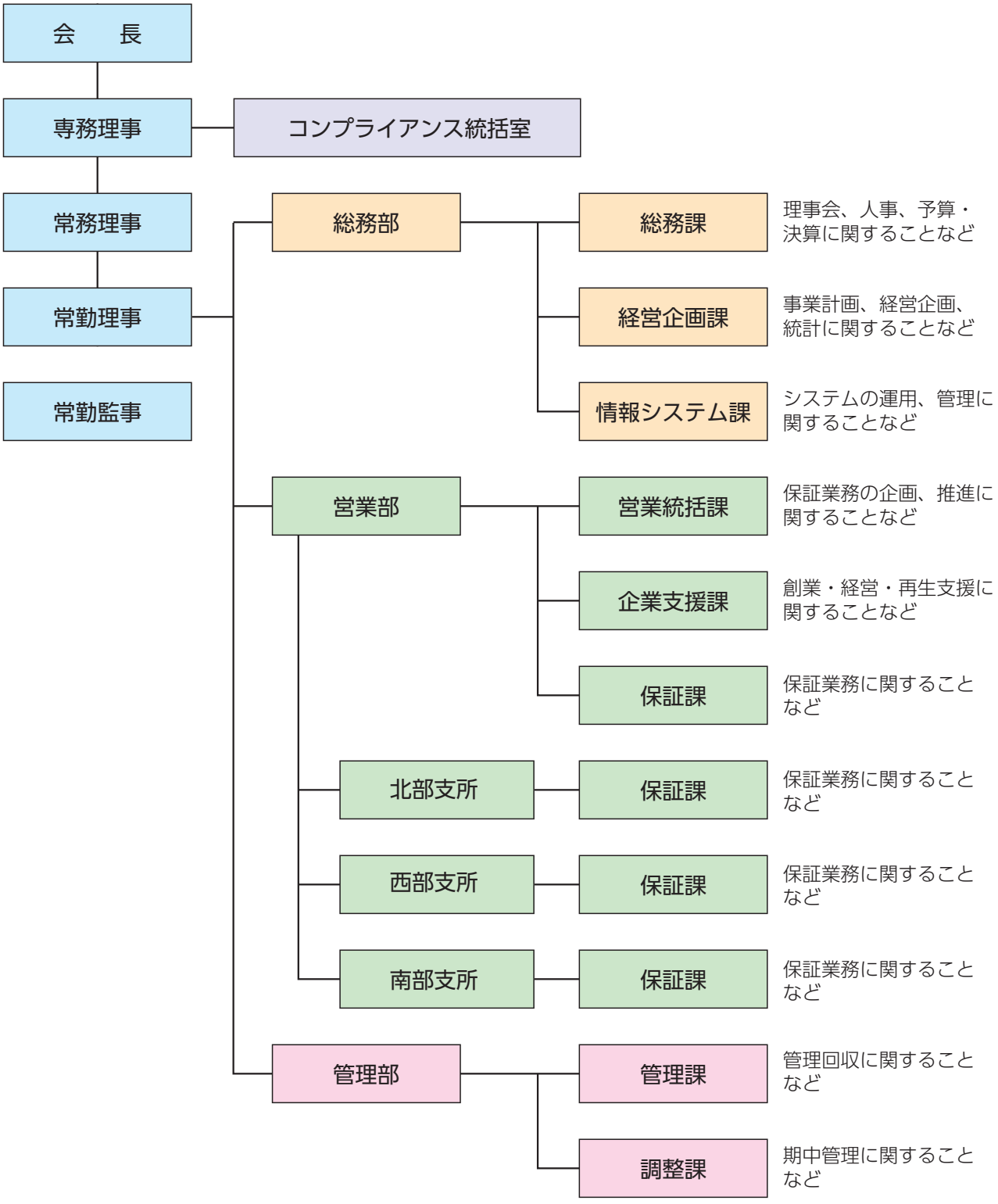

（令和２年７月１日現在）

コンプライアンス

当協会では、「横浜市信用保証協会倫理憲章」を制定するとともに、コンプライアンス経営を構築するため、「コンプライアンス体制」を整えて、コンプライアンスの実践に取組んでいます。

横浜市信用保証協会倫理憲章

信用保証協会の公共性と社会的責任

・信用保証協会の持つ社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、自己責任の原則に基づく健全な業務運営を通じて、揺るぎない信頼の確立を図ります。

質の高い信用保証サービス

・中小企業者や社会のニーズに的確に応えるため、一層、高度な専門的知識の吸収に努めるとともに、俊敏な行動力を発揮し、質の高い「信用保証」サービスを提供することにより、地域経済の発展に貢献します。

法令やルールの厳格な遵守

・あらゆる法令を厳格に遵守し、社会的規範に反することのない誠実、かつ、公正な企業活動を遂行します。

反社会的勢力（不当要求行為）との対決

・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力（不当要求行為）とは、断固として対決します。

地域社会に対する貢献

・広く住民とのコミュニケーションを図りながら、地域社会への貢献に努めます。

誠実な職務の遂行

・日々の業務の遂行にあたっては、常にお客さまの立場に立って、誠実、かつ親切に対応します。

コンプライアンス体制図

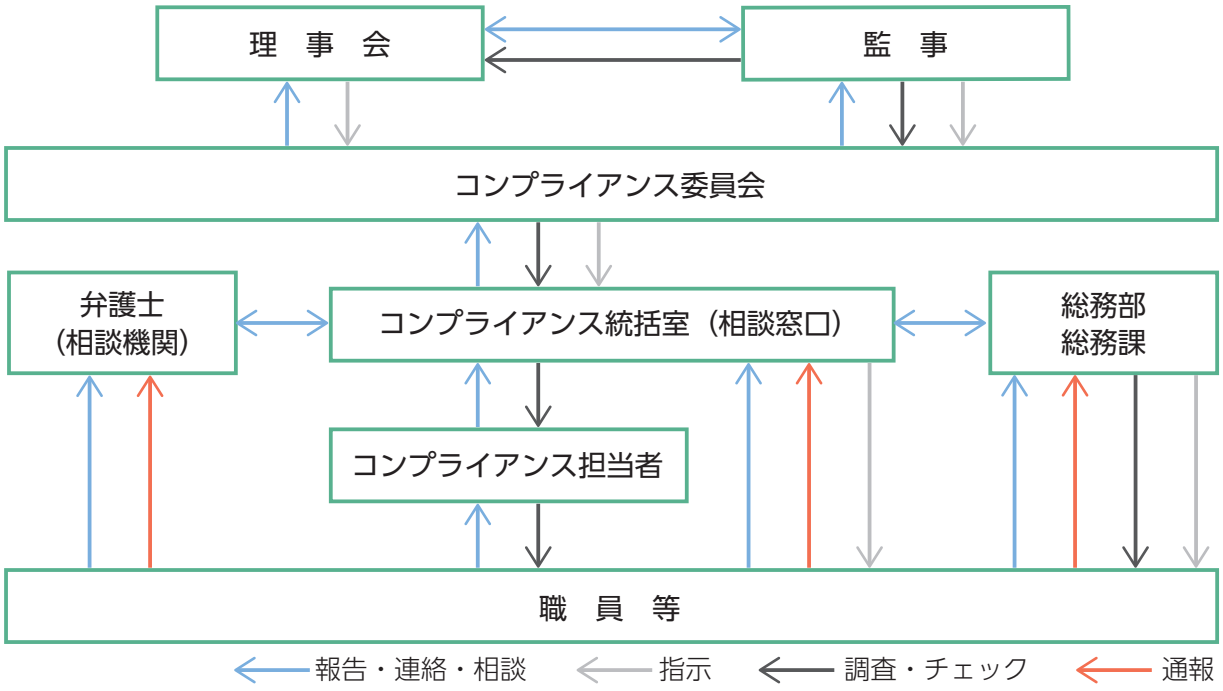

個人情報保護宣言

業務上、お客さまの個人情報を取得・利用等をさせていただきますが、お客さまの個人情報の取扱いについて以下の方針で取組み、適正な個人情報の保護に努めています。

1．個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客さまの個人情報を取扱います。

2．個人情報の取得・利用・提供

当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客さまの個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の１．「当協会が取扱う個人情報の利用目的」に公表していますのでご覧ください。

取得したお客さまの個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。

取得したお客さまの個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客さまの同意を得ないで第三者には提供・開示しません。

お客さまの本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3．個人データの適正管理

お客さまの個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客さまの個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

4．個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客さまの個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

5．個人データの委託

当協会は、個人情報保護法第23条第５項第１号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。

委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6．保有個人データの開示・利用目的の通知

法令等に定める一定の場合を除き、お客さまは、当協会が保有するお客さまご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。

請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（または郵送）ください。

個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額（１件につき300円）をいただきます。

7．保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。

お客さまの個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止いたします。

お客さまの個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。

６．７．の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の３．（３）「開示等の求めに応じる手続」をご覧ください。

8．質問・苦情について

当協会は、お客さまからの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取組みます。

9．開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住　　所　〒231－8505
横浜市中区山下町22 山下町SSKビル９階
電話番号　045-662-6622
担当部署　総務部総務課

事業計画・評価

●中期事業計画（平成30年度～令和２年度）

当協会は、地域に根ざした信用保証協会として、平成30年４月の信用保証制度の見直しを踏まえ、国や横浜市、金融機関等との連携を図り、中小企業・小規模事業者の金融円滑化、経営の改善発達に貢献していくため、平成30年度から令和２年度までの３年間における業務上の基本方針について、以下の事項を主要項目として、取組みます。

1）信用保証協会と金融機関との連携を通じた中小企業・小規模事業者支援の推進

中小企業・小規模事業者の安定的な資金調達を支援し、経営改善・生産性向上を促すため、企業に対する金融機関の支援方針に着眼するとともに、金融機関との対話を通じて連携を行います。

2）地方創生への貢献や中小企業・小規模事業者へのサービス向上

地域に根ざした信用保証協会として、創業保証の支援拡充など地方創生に貢献する取組みを行うとともに、中小企業・小規模事業者へのサービス向上を図ります。

3）期中管理の強化、経営支援の充実

個別企業の実態に即した期中管理の強化、および中小企業・小規模事業者のパートナーとして事業承継支援、生産性の向上へ向けた経営支援、創業者への支援、事業再生支援の取組みを行います。

4）コンプライアンス意識の向上とガバナンス態勢の充実

役職員のコンプライアンス意識を高めるとともに、日々の業務運営において適正な運営・管理の実施に向けてガバナンス態勢の充実を図ります。

5）人材育成の強化

経営支援や再生支援等を含めた様々なニーズに対応するため、専門資格の取得を促進し、職員の育成に努めます。

6）危機管理態勢の強化

災害等の非常事態に迅速に対応できるように、危機管理態勢の強化を図ります。

7）反社会的勢力排除に向けた取組みの徹底

「信用保証協会向けの総合的な監督指針」において求められている組織としての対応や一元的な管理等により、反社会的勢力排除に向けた取組みの徹底を図ります。

8）コンピュータシステムの安定運用

業務基幹システムである保証協会共同システムの継続的な安定運用に取組みます。

9）広報の充実

当協会の認知度の向上を図るため、中小企業・小規模事業者や、広く横浜市民に信用保証協会の役割や存在意義等の周知に努めます。

●経営計画（令和２年度）

１．業務環境

（１）横浜市の景気動向

2019年は世界経済情勢の影響で輸出が弱い動きとなったことに加え、消費税率引上げや令和元年房総半島台風（台風第15号）などの影響により10月から12月にかけて企業の景況感が悪化したものの、高水準で推移した設備投資や公共投資が景気を下支えしました。

先行きについては、東京オリンピック・パラリンピック関連の設備投資や公共投資の減少が見込まれ、景気回復の動きが弱まる可能性があるとともに、世界経済情勢の不確実性や少子高齢化・労働力人口の減少等を背景に、不透明な状況にあります。加えて、中国で発生した新型コロナウイルス感染症の拡大による経済への影響など新たな懸念材料もあり、先行きの不透明感は増しています。

（２）中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

「横浜市景況・経営動向調査」によると、2019年の中小企業・小規模事業者の景況感は消費税率引上げ前の７～９月期に一旦回復が見られたものの、年間を通じては悪化の傾向にありました。横浜市内企業の景気見通しは横ばいとなってはいるものの、人手不足や海外経済などの懸念材料を背景に、厳しい見方をしている企業は少なくありません。

このような中において、生産性向上など企業の持続的な成長・発展に向けた支援が必要であるとともに、帝国データバンクの調査によると神奈川県内企業のうち後継者不在の企業の割合は全国平均を上回る水準が続いていることから、円滑な事業承継に向けた支援も必要となっています。

２．業務運営方針

横浜市信用保証協会は、国や横浜市の政策も踏まえながら信用保証ならびに経営支援を通じて、中小企業・小規模事業者のライフステージに応じた金融の円滑化、経営の改善発達に貢献し、横浜市内の中小企業・小規模事業者の「良きパートナー」となることを目指します。また、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の事業承継を重要な課題と捉え、令和２年度における各部門の業務運営方針を次のとおりとしました。

（１）保証部門

地域に根ざした信用保証協会として、金融機関をはじめ中小企業支援機関等と連携しながら様々なライフステージにある企業の資金調達支援に取組み、自然災害等が発生した際には被災企業に寄り添い対応します。支援にあたっては信用保証料や金利の優遇措置のある横浜市中小企業融資制度を積極的に活用して、円滑な資金供給に努めます。

また、『事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則』に対応した適切な運用に努めるとともに、事業承継特別保証制度も活用して円滑な事業承継を資金面で後押しします。

（２）期中管理・経営支援部門

期中管理部門においては、金融機関と連携して個別企業の実態把握に努め、返済緩和先の正常化や経営改善支援に取組みます。

経営支援部門においては、金融機関や中小企業支援機関等と連携し、個別企業の課題に即した経営改善、生産性向上、ならびに事業再生を支援するとともに、事業承継に向けた「準備の必要性の認識（きっかけ作り）」および「経営状況・経営課題等の把握（見える化）」を支援することを通じて、円滑な事業承継を後押しします。

（３）その他間接部門

公的な保証機関として公益的使命および社会的責任を果たすため、コンプライアンス意識の向上、ガバナンス態勢の強化、反社会的勢力の排除、災害等の緊急事態が起きた場合でも業務運営に支障を来たさないための態勢づくりなどに継続的に取組み、持続可能な業務運営を目指します。また、各部門の業務を支える職員のスキルアップと組織力の向上に努めるとともに、当協会の役割や取組みについて地域社会に理解を深めてもらうため、タイムリーな情報発信に取組みます。

３．具体的な課題および課題解決のための方策

（１）金融機関と連携した支援

①金融機関と連携し、金融機関紹介や保証付き融資とプロパー融資を柔軟に組み合わせる取組みを充実させることで、中小企業・小規模事業者の資金調達を支援します。

②経営者保証を不要とする保証制度と新たな事業承継特別保証制度の推進により、経営者保証に依存しない融資の拡大と事業承継時の資金調達を支援します。

（２）地方創生に向けた支援

①企業のライフステージや自然災害等が発生した際の資金ニーズにも対応した融資制度、支援内容の周知を図り、創業者、小規模事業者、設備資金を必要とする事業者等を支援するために、横浜市や中小企業支援機関等との連携を強化します。

②中小企業・小規模事業者の多様な要望を利用者目線で考え、事業の発展を支援します。

（３）期中管理の徹底

①延滞初期段階の先について、金融機関を通じて早期に実態を把握し、状況に即した迅速な対応を行います。

②分割返済不履行・法的整理などの事由により事故報告書を受領した先については、実態把握を徹底して個別企業の状況に応じて適切に対応します。

③事故報告書を受領した先については、金融機関との情報共有ならびに適切な期中管理に努めるとともに、経営支援や借換保証を含めた金融支援等の提案を行います。

(4)企業のライフステージに応じた経営支援メニューの提供
①創業保証利用後、経営が不安定な時期にある企業を対象としてフォローアップのために訪問し、必要に応じて個別企業の実態に即した経営支援メニューを提案します。
②台風被災企業をはじめ、個別企業の課題に即した経営改善、生産性向上、事業承継や事業再生を支援するため、「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営強化促進補助金」を活用した専門家派遣事業や訪問支援、経営サポート会議等を行います。
③経営支援に係る外部の研修や会議に積極的に参加するとともに、経営支援事例の内部研修を行い、経営支援ノウハウの蓄積と活用を図ります。

(5)中小企業支援機関等との連携
①「かながわ企業支援ネットワーク会議」を開催して、国、地方公共団体、金融機関、中小企業支援機関と経営・再生支援に係る情報交換を行うとともに、連携した支援に取組みます。
②神奈川県事業引継ぎ支援センターや神奈川県中小企業再生支援協議会と連携して、事業承継や事業再生に向けた支援など企業のライフステージに応じた支援に取組みます。

(6)コンプライアンス意識の向上とガバナンス態勢の強化
①コンプライアンスプログラムに基づく活動の実施および改正したコンプライアンスマニュアルの浸透により、役職員のコンプライアンス意識向上を図るとともに、内部研修や外部相談窓口の活用などを通じてハラスメントのない職場環境の整備に向けて取組みます。
②ガバナンス態勢を充実させるために、月例経営会議や諸会議を通じて常勤役員が各部門の業務執行状況の管理と必要な指示を行うとともに、常勤役員会において重要事項の審議等を行い、適正なリスク管理に取組みます。
③内部監査を計画的に実施し、適正な業務運営の推進を図ります。

(7)人材育成の強化
①職員一人ひとりの業務知識や能力の向上のため、人材育成基本方針に基づき各種研修に計画的に参加します。
②協会に期待される経営支援の役割を踏まえ、中小企業診断士資格保有者の増加に繋がる取組みを強化します。

(8)危機管理態勢の充実
①自然災害等の緊急事態発生時に備え、事業継続計画(BCP)に基づく総合訓練を実施します。
②役職員や来訪者の安全確保に向けた取組みを充実させます。

(9)ワークライフバランスの推進
仕事と生活の調和・充実に向けて、ノー残業デーに加えてノー残業ウィークを新たに設定するとともに、業務の効率化を図り休暇取得推進や超過勤務時間削減に取組みます。

(10)反社会的勢力排除に向けた取組みの継続
①反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを活用して、反社会的勢力排除に向けた取組みを継続します。
②神奈川県暴力追放推進センターや神奈川県企業防衛対策推進協議会等の関係機関からの情報収集に努めるとともに、神奈川県警察本部、ならびに各支所を管轄する地元警察署、神奈川県弁護士会等との連携を図ります。

(11)コンピュータシステムの安定運用
保証協会共同システム等の継続的な安定運用に努める。また、老朽化したサーバ等の機器の更改を行うとともに、新しいOCRシステムへの切り替えにより業務の効率化を図ります。

(12)広報の充実
各種広報物への広告等掲載やLINEを活用した情報発信、ビジネスフェアへの出展などを通じて中小企業・小規模事業者をはじめ、広く横浜市民に当協会の役割や取組みを周知するとともに、「職員一人ひとりが協会の広告塔」との意識を醸成します。

(13)CSR活動の推進
企業の社会的責任を果たすため、地域社会に貢献できる活動を推進します。

4．事業計画

令和２年度の保証承諾等の主要業務数値(見通し)は以下のとおりです。

項　目	金　額	対前年度計画比
保証承諾	1,300億円	104.8%
保証債務残高	3,213億円	106.8%
代位弁済	60億円	100.0%
回収	18億円	100.0%

●経営計画（令和元年度）の評価

当協会は、公的な「保証機関」として、中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業・小規模事業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献するため、金融支援・経営支援に努めてまいりました。

経営の透明性を一層向上させ、対外的な説明責任を適切に果たすために、経営計画を公表し、計画等の実施状況に係る自己評価を行うとともに第三者による評価を受け、その結果を公表することとしています。

令和元年度の経営計画に対する実績評価は以下の通りです。なお、実績評価につきましては、大学理事、弁護士、税理士により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを踏まえ、作成いたしました。

1．重点課題への取組み状況

令和元年度の重点課題として掲げた項目への取組み状況は、以下の通りです。

1）金融機関との連携による支援

①金融機関との対話を通じた連携に注力し、保証付き融資とプロパー融資を柔軟に組み合わせる取組みを充実させることで、中小企業・小規模事業者の事業の発展を支援する。

当協会各階層（役員、役席者、担当者）による金融機関訪問を実施し、金融機関の支援方針やリスク分担に関する考え方などについて意見交換しました。今年度は特に当協会・金融機関双方の担当者レベルでの関係性強化に向けて、協会担当者による金融機関訪問を強化しました。２月以降は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から訪問を見合わせたものの、金融機関訪問は延べ303回実施しました。また、通常は業務時間外に実施している金融機関向けの保証業務に関する説明会について、金融機関の女性営業職員が増加していることを背景に、当協会として初めて業務時間中に女性職員のみを対象として開催しました。この取組みは、特に子育て世代の金融機関職員から好評を得ることができました。

金融機関との連携強化と並行して「成長サポート協調資金（横浜市中小企業融資制度）」および「よこはまタイアップ保証（当協会独自制度）」を活用して保証付き融資とプロパー融資を組み合わせた資金支援に取組んだ結果、協調融資の保証制度は計222件（前年度比144.2％）、49億24百万円（同163.9％）と前年度を大きく上回る利用実績となりました。

このような取組みを通じて、金融機関との連携を強化しながら横浜市内の中小企業・小規模事業者（以下「市内事業者」）の資金繰りに貢献することができました。

②資金調達に不安を抱える中小企業・小規模事業者に対して、金融相談を通じて、融資制度や金融機関を紹介することで、経営の安定に向けた支援を行う。

今年度も各保証窓口（本所保証課、北部支所、西部支所、南部支所）に金融機関紹介窓口を設けるとともに、当協会による金融機関紹介の取組みの周知に努めました。ホームページの「ご相談窓口」欄にて金融機関紹介を実施している旨を掲示するとともに、チラシを作成して（公財）横浜企業経営支援財団（IDEC）や横浜商工会議所等の中小企業支援機関、（公社）横浜貿易協会などの業界団体等にも配布して、金融機関紹介を希望される方には当協会を案内していただくよう依頼するなど、他機関との連携にも努めました。

このような取組みにより、法人を含む23名の方に金融機関を紹介することができ、うち15名の方に対して計１億円（３名、計25百万円は新型コロナウイルス感染症の影響によるもの）の当協会保証付き融資による金融支援を実施することができました。

また、今年度から横浜市内の新設法人計627企業宛に保証制度や経営支援メニュー等をまとめた冊子をダイレクトメールとして発送（うち19企業から保証申込）する取組みを開始するとともに、新たに（公財）木原記念横浜生命科学振興財団などの中小企業支援機関、ならびに（一社）横浜建設業協会などの業界団体とも保証制度の周知等に関する連携を開始しました。

今年度も金融機関紹介を始めとする金融相談を通じて、市内事業者の資金調達に貢献することができたものと評価しています。

2）地方創生に向けた支援

①お客様のライフステージや資金ニーズに応じた適切な融資制度や取組みの周知を図り、創業者、小規模事業者、設備資金を必要とする事業者等を支援するために、横浜市や中小企業支援機関等との連携を強化する。

今年度も横浜市中小企業融資制度（以下「横浜市制度」）の創業３制度（創業おうえん資金、女性おうえん資金、シニアおうえん資金）を利用する方のうち、当協会の利用が初めての方を対象に「保証料負担ゼロ（横浜市による保証料助成＋当協会による保証料割引）」とする取組みを継続しました。この取

組みを広く知っていただくため、横浜市中央図書館をはじめとする市内７図書館（前年度２か所）において「図書館で創業（独立・起業）を考える」と題する創業をテーマとした期間展示の実施、（公財）横浜企業経営支援財団（IDEC）や金融機関が主催するセミナーでのチラシ配布などを通じて、創業３制度の保証料負担ゼロの周知を行いました。このような取組みの結果、創業３制度は575件（前年度比96.2%）、35億61百万円（前年度比95.6%）の実績となり、このうち７割以上（件数ベース）において保証料負担ゼロにて創業期の資金調達を支援しました。

今年度も創業期における事業者の資金面での支援に積極的に取組んだことで、保証承諾件数全体のうち創業保証の占める割合が5.56%となり、横浜市内経済の活性化と新たな雇用機会の創出に貢献することができたものと評価しています。

小規模事業者、ならびに設備資金を必要とする事業者に対しては、小規模企業向け資金（横浜市制度）の拡充（小口おうえん特例の創設、運転資金の融資期間延長、小規模プラス資金の融資額拡大）、ならびに設備資金に特化した設備投資おうえん資金（横浜市制度）の創設を受け、各種保証制度の周知と活用を図りました。小規模企業向け資金は3,510件、340億98百万円（前年度比170.2%）、設備投資おうえん資金は179件、48億87百万円となり、今まで以上に小規模事業者、ならびに生産性向上等に向けた設備投資を必要とする事業者に対する資金調達支援を行うことができました。

なお、今年度は中小企業のライフステージにおける「危機時」に相当する、令和元年房総半島台風（台風第15号）および令和元年東日本台風（台風第19号）といった自然災害、ならびに新型コロナウイルス感染症の拡大による影響（これらをまとめて以下「災害等」）など、市内事業者は相次いで危機に見舞われました。これらの災害等により影響を受けた市内事業者に対しては、横浜市と連携して災害等に対応した融資制度に迅速に取組むとともに、土日祝日の電話相談など市内事業者に寄り添った対応に努めました。結果として台風関連制度は計764件、169億３百万円、新型コロナウイルス感染症関連制度においては他部門の職員を保証部門に派遣するなど審査態勢を強化するとともに、お客さまからいただく書類を簡素化するなど最大限のスピードで対応するよう努め、計798件、269億70百万円の保証承諾を行い、市内事業者の事業継続を資金面で支援しました。

併せて、近年の自然災害等の頻発を受けて、災害その他の緊急な事態により被害を受けて経営に影響が生じている市内事業者の事業継続を資金面で迅速に支援できるように、当協会会長が対象となる災害その他の緊急な事態を都度指定することにより発動できる「災害等対応短期保証制度（当協会独自制度）」を創設しました。

②迅速な保証審査等、中小企業・小規模事業者の多様な要望に応え、円滑な資金調達を支援する。

審査の迅速化に向け、保証承諾全体で５日以内の承諾件数割合を70%、継続先については80%とすることを目標に取組んだ結果、保証承諾全体では71.8%（平均審査日数5.0日）、継続先では79.1%（平均審査日数4.4日）とほぼ目標並みとなり、年度を通じて迅速な保証審査に努めました。

また、今年度も「お客さま満足度調査」および「金融機関担当者アンケート」を実施して、当協会を利用している方々の声をいただきました。

お客さま満足度調査ならびに金融機関担当者アンケートにおいていただいた皆さまの声を参考に、保証制度などの積極的な情報発信に取組みました。

3）期中管理の徹底

①事故報告前の初期延滞先に関する金融機関への注意喚起により、早期実態把握を促す。

初期延滞先に関する月次のリストを活用し、270企業（前年度比96.4%）について各種通知文を金融機関へ送付し、早期の実態把握を促したことで事故報告書の提出に至る前に延滞解消となった企業が48企業（同87.3%）、条件変更実行となった企業が20企業（同87.0%）となりました。

②事故報告先の実態把握を徹底し、状況に即した対応により、早期の見極めを行う。

事故報告先のうち、当協会が直接現況確認等をした方がよいと思われる104企業に対して、日中の電話連絡や来協要請の通知文を発送し、それでも反応がない先等58企業に対しては、夜間電話連絡（19時まで）や日中の現地訪問を実施しました。

この取組みにより、延滞解消した先が12企業、条件変更手続きをすることができた先が８企業となりました。

なお、令和元年房総半島台風（台風第15号）等および新型コロナウイルス感染症拡大により事業活動に支障が生じている事業者については、返済軽減等の条件変更の依頼・相談に対して、現況を把握したうえで、より一層柔軟な対応に努めました。

③金融機関と情報共有し、経営支援や借換保証の提案等により、正常化を促す。

金融機関担当者に返済軽減先の正常化にも意識を向けてもらうことを狙いとして、保証部門主催の金融機関向け業務説明会20店舗に期中管理部門の職員も参加しました。

また、既に返済軽減している先に対して、現在の経営状況に合わせた返済増額や返済再開の提案、借換保証の提案を行い、条件変更先の金融正常化に向けて取組みました。これにより５企業が返済再開、39企業が返済増額、１企業が借換えにより、それぞれ金融正常化に向けた一歩を踏み出すこととなりました。

なお、事故報告書受領先のうち、経営改善の可能性のある先を支援するため31企業に対して経営支援の提案を行い、うち３企業については経営支援部門へ引き継ぎ、１企業が外部専門家派遣による経営支援要請に至りました。

4）企業のライフステージに応じた経営支援の強化

①創業関係の保証制度を利用した先のうち創業後の経営が不安定な時期にある企業を支援するため、フォローアップ訪問を行う。

創業関係の保証制度（以下「創業保証」）を利用した先へのフォローアップのため、創業保証後訪問（創業保証を利用した先のうち「保証承諾時点において創業後の決算期未到来」の先に対して融資実行後12か月経過後にフォローアップ訪問する取組み）を102企業（前年度比58.3％）に対して実施しました。今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から２月以降は訪問を自粛したこともあり、前年度を大きく下回る実績となりましたが、必要な先には当協会の経営支援の提案などに取組みました。なお、創業保証後訪問については今年度新たに、外部専門家が「経営支援アドバイザー」として同行訪問できるようにし、102企業のうち14企業について当協会職員と同行訪問したことで、経営支援アドバイザーの知見に基づく具体的なアドバイスをするなど、創業保証後訪問の実効性を向上させることができました。

また、（公財）横浜企業経営支援財団（IDEC）が今年度新設した「小規模事業者向け無料出張相談」事業との連携を開始し、創業保証後訪問した先のうち小規模事業者６企業について、企業が抱える特定の経営課題の解決に向けて連携した経営支援を行いました。

今年度においても当協会を新規に利用していただいた先や定期診断希望先に対して「McSS財務診断報告書提供サービス（以下「McSS」）」を実施して、市内事業者に「自社の業界内における相対的位置」を把握していただくことを通じた経営改善の必要性の認知に繋げるとともに、財務診断報告書をツールとした経営者との対話にも努めました。McSSは計644回（前年度比68.8％）実施し、「経営改善の必要性の認知」に繋げることができたものと評価しています。なお、McSSは下期から当協会の利用が無くても診断可能となるように改定しましたが、診断件数全体の増加には繋がりませんでしたので次年度以降の課題と捉えています。

②企業が有する経営課題の解決を図るため、経営改善、生産性向上、事業承継等の支援に向けた専門家派遣事業のメニューを拡充するとともに、経営セミナーの開催を行う。

信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金を活用し、返済軽減先などへの訪問支援を282企業（前年度比82.0％）、経営改善等提案を71企業（同106.0％）、経営改善等計画策定支援を30企業（同136.4％）、既に経営支援を実施した先へのフォローアップを140企業（同91.5％）、それぞれ実施しました。中小企業診断士等の外部専門家を活用して、返済軽減している先などの経営改善支援や、生産性向上または事業承継に向けて課題を有する先の経営支援に取組み、今年度は新たに、既に経営課題が明らかとなっている先を対象に、短期間で課題解決策を提案する「ターゲット支援」を支援メニューとして追加しました。ターゲット支援については10企業に利用していただきました。

経営セミナーについては、上期に当協会主催で税理士法人の代表者を講師に招いて消費税率引上げに向けた対応をテーマに開催し、下期には（公財）横浜企業経営支援財団（IDEC）および横浜信用金庫との共催で事業承継をテーマとしたセミナーを開催して、企業経営に役立つ情報提供の場を設けました。セミナー開催後、参加企業のうち４企業から個別の経営相談を受け、経営課題解決に向けた支援に繋がりました。

また、前年度実施した創業セミナー参加者のうち希望された方向けに「創業計画策定勉強会」を開催し、当協会職員から創業計画書策定のポイント等を説明した後、参加者に実際の創業計画書を策定していただき、策定した計画のプレゼンテーションおよび意見交換の場を設けました。

これらの取組みにより、経営改善に意欲的な企業の支援に繋げることができたとともに、セミナー参加者同士の繋がりに貢献できたものと評価しています。

③経営改善に取組む企業と金融機関の橋渡しを図るため、経営サポート会議を開催し、条件変更、求償権消滅保証も含めた金融支援に取組む。

外部専門家派遣による経営改善等提案や計画策定支援に際して、経営サポート会議を31企業（前年度比96.9％）について開催して、支援先企業や金融機関等の当事者間における金融支援に向けた合意形成、ならびに経営改善計画の共有に取組みました。

また、経営サポート会議を開催した企業のうち１企業については求償権消滅保証の実行に至り、当該企業の事業再生に貢献することができたものと評価しています。

④多様化する経営支援の方法を習得するため、外部の研修や会議に積極的に参加するとともに、経営支援事例の内部研修を行い、経営支援ノウハウの蓄積を図る。

全国信用保証協会連合会や士業団体が主催する研修等に参加し、多様な経営支援・事業再生の手法を学ぶとともに、当協会において「経営支援アドバイザー（外部専門家）」を講師として内部研修を実施し、経営支援ノウハウを共有しました。

5）中小企業支援機関等との連携

①「かながわ企業支援ネットワーク」会議を開催して、国、地方公共団体、金融機関、中小企業支援機関等と経営・再生支援に係る情報交換を行う。

今年度は当協会が事務局幹事として「かながわ企業支援ネットワーク」会議を開催し、国を始めとして地方公共団体、金融機関、中小企業支援機関などの関係機関との間で経営支援・再生支援に関する情報の共有を図りました。

②神奈川県事業引継ぎ支援センターと連携し、事業承継支援に取組む。

事業承継に課題を有すると思われる市内事業者を対象に事業承継へ向けた企業面談に取組み、158企業（前年度比117.0％）に訪問のうえ「事業承継診断チェック」を実施して、事業承継への準備状況の確認を行い、既存事業の磨き上げのための経営改善支援の提案、または神奈川県事業引継ぎ支援センターへの橋渡し等を実施しました。

このような取組みにより、破産手続きの準備に入っていた企業について神奈川県事業引継ぎ支援センターに橋渡ししたことで当該企業に派遣された専門家がファンド的な位置付けで事業を引き継ぐ措置を行い、廃業が回避された事案を含め、今年度は神奈川県事業引継ぎ支援センターへの橋渡しは３企業、事業承継に関する外部専門家派遣は９企業に対して行うことができました。

これらの事業承継支援の取組みを通じて、横浜市の施策の重点項目の一つ「技術・経営資源を将来につなぐ事業継続支援」への一助とすることができたものと評価しています。

③神奈川県中小企業再生支援協議会と連携し、再生支援に取組む。

中小企業再生支援協議会が開催するバンクミーティングに38企業、延べ66回参加し、金融機関とも連携して再生支援に取組みました。結果として、特定調停スキームを活用した第二会社方式により１企業、再生ファンドへの求償権不等価譲渡により１企業、計２企業について抜本再生に繋げることができました。

6）コンプライアンス意識の向上とガバナンス態勢の充実

①コンプライアンスプログラムに基づく活動を実施し、研修や定期的な情報配信等を継続的に行い、役職員に対するコンプライアンスの意識向上を図る。

今年度もカスタマーハラスメントなどの各種ハラスメント、反社会的勢力の排除、社会で生じた不祥事案など、毎月テーマを変えて全役職員宛の広報誌を配信し、コンプライアンスに対する意識向上に努めました。

また、前年度に職場内の課題抽出もできるように内容を変更した「コンプライアンス・チェックシート」の使用を開始し、役職員一人ひとりが当該チェックシートに基づくセルフチェックを実施しました。これにより「ハラスメントに対する対応」が課題の１つとして明らかになったことから、セクハラに特化していた「セクシュアルハラスメントの防止に関する要綱」を「職場におけるハラスメントの防止に関する要綱」に改正して各種ハラスメントの防止のために必要な事項を定めるとともに、外部講師によるハラスメント研修などを実施しました。

加えて、コンプライアンスやハラスメントなどの相談等に関する外部相談窓口として委嘱弁護士を指定していましたが、より幅広く、かつ相談しやすい体制の構築を目的に外部の委託企業にも相談窓口を設置しました。

これらの取組みを通じて、当協会の役職員のコ

ンプライアンス意識の向上、ならびに健全な職場環境の確保を図りました。

②ガバナンス態勢を充実させるために、月例経営会議や諸会議を通じて常勤役員が各部門の業務執行状況の管理と必要な指示を行うとともに、常勤役員会において重要事項の審議等を行い、適正なリスク管理に取組む。

今年度も経営会議を定期的に開催することで、常勤役員が各部門の業務執行状況を把握、管理するとともに必要な指示等を行いました。また、経営上重要な事項に関しては常勤役員会にて審議することでリスク管理に努めました。

③内部監査を計画的に実施して適正な業務運営に努めるとともに、監査項目・内容の見直しを図る。

「平成31年度内部監査実施計画」に基づき、保証審査体制の変更に伴う取扱い、ならびに働き方改革関連法に則った職員の労務関係などを重点項目とした内部監査を実施しました。併せて、常勤役員会において部門ごとの内部監査の結果を報告することを通じて内部牽制を図り、適正な業務運営が行われるよう努めました。

7）人材育成の強化

当協会の人材育成に関する基本的な考え方等をまとめた「人材育成基本方針」に基づき、各種研修に計画的に参加することで職員一人ひとりの業務知識、能力の向上を図るとともに、令和２年４月には民法の一部を改正する法律が施行されることから、法改正後の業務に円滑に対応できるように取組む。

また、中小企業・小規模事業者の多様なニーズや課題に対応する職員の専門性を高めるため、中小企業診断士、信用調査検定等の各種専門資格の取得を促す。

人材育成基本方針および平成31年度研修計画に基づき、全国信用保証協会連合会等の主催する外部研修や内部研修の受講により、職員の能力向上に努めました。併せて、信用調査検定への自主的な受検を促し、最上位資格の「マスター」については受検に向けた内部研修も実施することにより４名が合格できました（他にアドバンス２名合格）。

中小企業診断士資格保有者の増加に向けては、前年度策定した「中小企業診断士取得費用支給取扱内規」の職員への周知や、資格保有する職員から受験意欲に繋がる情報提供などを行いました。しかしながら、今年度においては資格保有者の増加には至りませんでしたので、引き続き受験者増加に繋がる取組みに努めます。

民法の一部を改正する法律（以下「改正民法」）への対応については、全国信用保証協会連合会の職員や当協会委嘱弁護士を講師に招いて内部研修を実施し、改正民法施行後の実務に必要な知識の習得に努めました。これらを踏まえ、信用保証委託契約書等の改定や第三者保証人の取扱い等、改正民法施行後の実務に対応できるよう各部門において準備を進めました。

8）危機管理態勢の充実

災害等の非常事態に迅速に対応できるように事業継続計画に基づく訓練実施や広域応援態勢の整備に取組み、業務運営に支障を来たさないよう努める。

例年実施している緊急連絡システム送受信テストの実施回数を年２回に拡充して、実効性を高めました。

また、広域応援態勢の整備においては横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市の信用保証協会（以下「四市協会」）の間で「災害時等における業務支援に関する覚書」を締結し、四市協会のいずれかにおいて大規模災害などが発生した際には他の信用保証協会から人的・物的支援を受けられる態勢を整備しました。

なお、非常事態への対応に派生した取組みとして当協会内に設置しているAED（自動体外式除細動器）を有効活用するため、本所および３支所の近隣テナントに対し、緊急時には当協会のAEDを使用可能な旨を周知し、共助に努めました。

9）ワークライフバランスの実現に向けた取組みの充実

働き方改革関連法の施行を踏まえ、年次有給休暇の取得状況を管理するなど、ワークライフバランスの実現に向けた取組みを充実させる。

長時間労働削減に向けて、出退勤のログ（記録）、パソコン起動時間のログ（記録）、ならびに超過勤務命令簿を用いて出退勤時間を見える化して管理することと併せて、毎週水曜日を「ノー残業デー」と位置付けて定時退勤を奨励しました。

また、職員向けの内部研修を実施して働き方改革関連法の概要を周知するとともに、働きやすい職場づくりの一環として「リフレッシュ休暇（連続５営業日以上の休暇）」の取得を促進するため、全職員が提出した休暇取得予定表を活用して、取得状況の定期的な管理を行いました。これにより57名（前年度51名）がリフレッシュ休暇を取得し、取得率を71.3%（前年度62.2%）に向上させることができました。

これらの取組みも踏まえ、横浜市が実施している「横浜健康経営認証制度（従業員等の健康づくりを経営的な視点から考え、戦略的に実践する「健康経営」に取組む事業所を横浜健康経営認証事業所として認証する制度）」に応募し、「健康経営宣言等の明文化およ

びその意思を具現化した取組みを行っているもの」としてクラスAを取得しました。

10) 反社会的勢力排除に向けた取組みの継続

①反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを活用して、反社会的勢力排除に向けた取組みを継続する。

全国信用保証協会連合会を経由して全国暴力追放運動推進センターから受理した反社会的勢力に関する情報をシステムに反映させるとともに、神奈川新聞の反社会的勢力に関する記事等についても登録を行い、協会内で情報共有することで反社会的勢力排除に向けた態勢を整備しました。

②神奈川県暴力追放推進センターや神奈川県企業防衛対策推進協議会等の関係機関からの情報収集に努めるとともに、神奈川県警察本部、ならびに各支所を管轄する地元警察署、神奈川県弁護士会等との連携を図る。

神奈川県企業防衛対策推進協議会の総会、ならびに連絡会への参加、神奈川県警察本部および各支所を管轄する地元警察署への訪問を通じて、情報交換と連携の強化に取組みました。また、川崎市信用保証協会が当番協会として開催した神奈川県内信用保証協会暴力団等排除連絡協議会の総会および情報交換会に参加し、神奈川県警察および神奈川県弁護士会等との情報交換を行いました。

また、神奈川県警察本部刑事部組織犯罪対策本部暴力団対策課から講師を招いて内部研修を実施し、反社会的勢力等への対応策を職員に周知しました。さらに、今年度は日本政策金融公庫から講師を招き、実際にあった全国の金融詐欺事例に関するフィードバック研修を初めて実施し、再発防止策を共有しました。

11) コンピュータシステムの安定運用

保証協会システムセンターと連携し、保証協会共同システム等の継続的な安定運用に努める。また、改元に関するシステム対応、ならびに端末・ソフトウェアの入替に伴い、業務運営に支障を来たさないように取組む。

令和への改元や改元に伴う10連休に向けたシステム対応については、システムのテストなどの事前準備を入念に行ったことで、改元および10連休後も安定的にシステムを稼働することができました。

また、職員向けにシステム災害対策訓練や情報セキュリティ研修を実施し、非常時における対応方法、ならびに標的型攻撃などのセキュリティ脅威について職員に周知しました。

12) 広報の充実

中小企業・小規模事業者をはじめ、広く横浜市民に当協会の取組みや存在意義等の周知を図るため、わかりやすい情報の発信に努める。

今年度は「1つでも多く当協会の取組みを発信すること」をテーマに広報に取組み、ホームページを通じて各種保証制度に関する情報等を発信するとともに、ディスクロージャー誌の発刊、横浜経済記者クラブや日本金融通信社等に対する積極的なプレスリリースなど、当協会の各種取組みの周知に努めました。ホームページについては今年度に刷新し、より分かりやすいページ構成とするとともにウェブアクセシビリティにも配慮したものとしました。これらの取組みもあって、ホームページのアクセス数は前年度比148.2%と、より多くの方にご覧いただくことができました。

また、今年度は新たな情報発信ツールとしてLINE公式アカウントを取得し、台風被災企業向けの保証制度や新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける事業者向けの保証制度、休日電話相談の実施などの情報を配信しました。

新型コロナウイルス感染症関連では、LINEを活用して各種優遇税制や持続化給付金、雇用調整助成金など、当協会の取組み以外でも新型コロナウイルス感染症拡大で困っている事業者に役立つと思われる情報を積極的に配信しました。

各種ビジネスフェアにおける情報発信としては、今年度も城南信用金庫等が主催する「2019よい仕事おこしフェア」ならびに(公財)神奈川産業振興センター等が主催する「テクニカルショウヨコハマ2020」に出展し、当協会の存在と取組みの周知に努めました。

さらに、横浜マラソンのボランティア活動への参加、横浜市立大学での初めての出張講義の実施、横浜市教育委員会主催の「はまっ子未来カンパニープロジェクト学習発表会」や(公財)横浜企業経営支援財団(IDEC)主催の「横浜ビジネスグランプリ」、(公財)横浜市男女共同参画推進協会等主催の「横浜女性ネットワーク会議＆ウーマンビジネスフェスタ」等への協賛など、各種社会貢献活動にも取組みました。

これらの取組みにより、当協会の役割や存在意義を知っていただくとともに、微力ながらも地域に対して貢献することができたものと評価しています。

●外部評価委員会の意見

【保証部門】

令和元年度は台風関連および新型コロナウイルス感染症関連の保証申込増加により、保証承諾が増え、保証債務残高も増加に転じました。

台風第15号で被害の大きかった金沢臨海部産業団地において迅速に現地相談窓口を開設し、被災企業に寄り添って親身に対応したこと、加えて新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内事業者からの急増する保証申込みに対して最大限のスピードで応えるために協会全体として対応している点は高く評価します。

また、令和元年度も横浜市中小企業融資制度の創業３制度で「保証料負担ゼロ（横浜市の助成＋保証協会の割引）」を継続し、市内図書館での期間展示や市内新設法人宛のダイレクトメール発送などの広報にも力を入れ、多くの創業保証に繋げることができていますので、創業期の事業者支援は引き続き取組んでいただくことを期待します。

金融機関との連携にあたっては、各階層別に金融機関を訪問するとともに、保証の現場からの提案に基づき金融機関の女性職員向け業務説明会を開催するなど、金融機関との連携のみならず、協会職員の活性化にも繋がるものと評価します。

今後、コロナ禍によって世の中のビジネスモデルが大きく転換する可能性があります。新たなビジネスモデルに合った事業者支援の方法については常に模索していっていただくことを期待します。

【期中管理・経営支援部門】

令和元年度は適切な期中管理、経営支援や再生支援、大口の代位弁済先の減少などにより、代位弁済が大きく減少しました。

経営支援においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響から計画未達の事項もありました。新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たず、訪問や面談が難しい状況にあるとは思いますが、経営支援先等に対しては電話等により接点を持ち続けるようにしてください。

期中管理部門では、専任担当による早期資産調査が寄与して保全措置の成果が出ているようですので、引き続き迅速な資産調査に取組むことを期待します。

財務診断報告書提供サービスについては、保証協会を利用していない事業者の利用が増加するように当該サービスの告知先の選定の見直しなどを検討してみてください。

【収支状況】

保証承諾および保証債務残高の増加により保証料収入が増え、当期収支差額は計画を上回る実績となりました。当期収支差額は適正に収支差額変動準備金等に繰り入れされているため問題はありませんが、足元のコロナ禍により令和２年度以降は保証料収入の増加が見込まれる一方、急増する保証申込みに対応するための人件費や新型コロナウイルス感染症拡大防止措置などの業務費増加も見込まれます。加えて、中長期的に予想される代位弁済の増加による経常外収支への影響も考えられますので、経営基盤の強化に引き続き努めてください。

【その他間接部門】

新型コロナウイルス感染症の収束後には経営支援がより求められてくると思いますので、中小企業診断士資格を取得する職員が増えるように引き続き取組んでください。

また、広報においてはホームページのリニューアル、LINE公式アカウントによる情報配信、ディスクロージャー誌の発行など、新たな取組みが多々できていることは評価できます。特に、ホームページのトップページは「新型コロナウイルス感染症により影響を受ける中小企業の皆さまへ」と大きく表示してあり、わかりやすく誘導できています。引き続き、見る側にとってわかりやすいホームページとすることを期待します。

パワーハラスメント（以下「パワハラ」）防止法が令和２年６月に施行されています。パワハラの発生は職場環境の悪化のみならず、協会の信用失墜にも繋がることから引き続き防止に努めてください。

なお、保証審査担当者を始めとする各職員には相当の負荷がかかり続けていると思いますので、今後も信用保証を通じた資金繰り支援を安定的かつ継続的にできるように、各職員の健康管理には十分留意するようにしてください。

信用保証制度のご案内

（1）信用保証制度の仕組み

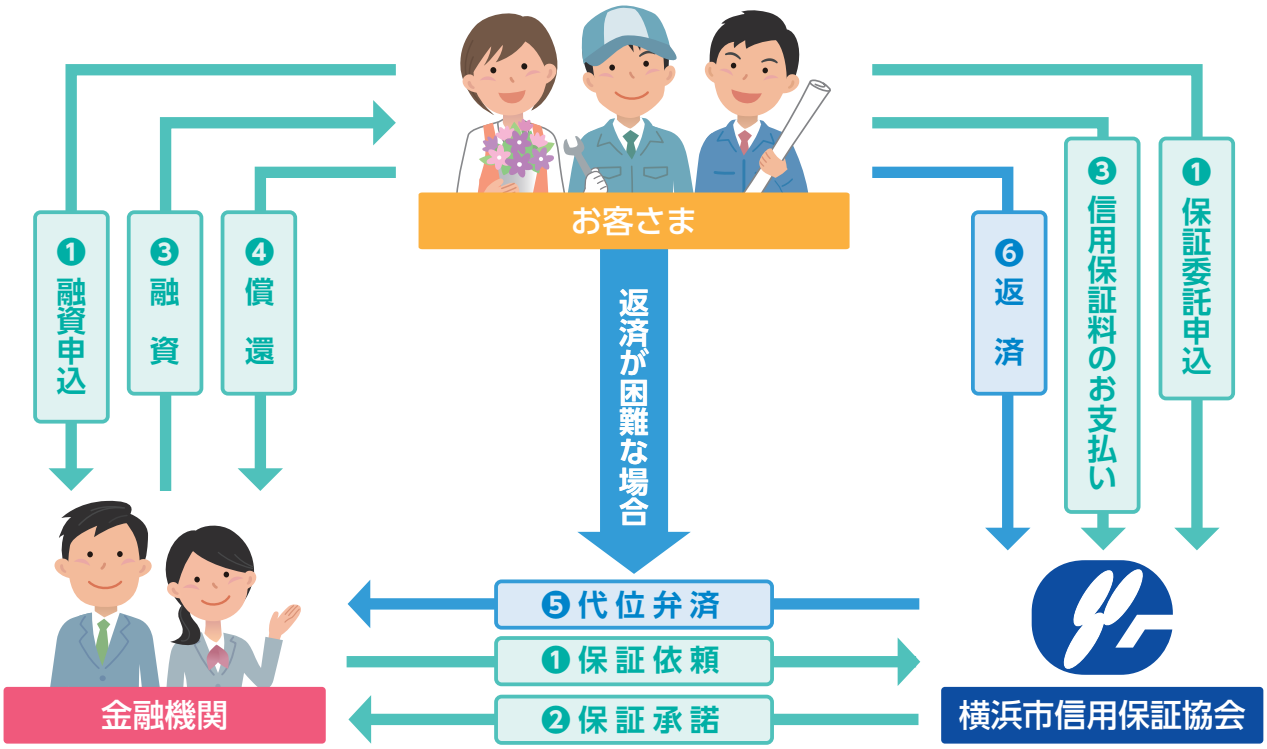

❶	金融機関の窓口へお申込ください。金融機関の審査後に、当協会へ申込書類が送付されます。 なお、金融機関とお取引がない等のお客さまは、金融機関をご紹介できますので、当協会にお気軽にご相談ください。 （お申込方法に関しては、金融機関を通じてお申込いただく方法に加え、お客さまが直接、信用保証協会の窓口にお申込をいただく方法（あっせん）もあります。）
❷	当協会は審査を行い、金融機関に対して「信用保証書」を発行します。 ＊審査の結果によっては、ご希望に添えない場合がございます。
❸	金融機関は、「信用保証書」に基づいてお客さまに融資を行います。 この際、お客さまには当協会宛に信用保証料をお支払いいただきます。
❹	お客さまは、融資条件に従って償還（返済）していただきます。
❺	万が一、何らかのご事情で借入金の返済ができなくなった場合は、当協会がお客さまに代わって、金融機関に借入金を返済（代位弁済）します。
❻	代位弁済後は、お客さまから当協会にご返済をしていただきます。

（2）ご利用いただける方

■所在地

横浜市内に、法人の場合は本店または事業所のいずれかを、個人事業者の場合は住居または事業所のいずれかを有し、事業を営んでいることが必要です。

■企業規模

原則として中小企業信用保険法に定める中小企業・小規模事業者を対象としています。
常時使用する従業員、または資本金のいずれか一方が下表に該当していればご利用いただけます。

業　種	従業員数	資本金
製　造　業　等	300人以下	3億円以下
卸　　売　　業	100人以下	1億円以下
小　　売　　業	50人以下	5,000万円以下
サ　ー　ビ　ス　業	100人以下	5,000万円以下
医　療　法　人　等	300人以下	—

㈱1．製造業等には、運送業・建設業・不動産業・旅行業等も含みます。
　2．農林漁業、店舗型／無店舗型性風俗特殊営業、金融業、政治・経済・文化・宗教団体は対象となりません。

特定非営利活動法人（NPO法人）は、従業員数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業・サービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下の場合は保証の対象となります。

なお、反社会的勢力は信用保証協会の保証対象とはなりません。

（3）保証の内容

■１企業に対する保証の最高限度額

個人・法人：２億8,000万円（うち無担保8,000万円）
組合等　　：４億8,000万円

■資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金の借入にご利用いただけます。
（例）商品仕入資金、店舗の改装資金、機械設備の買替え資金等
※生活資金や住宅資金、教育資金等にはご利用いただけません。

■連帯保証人

原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

当協会では「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨に則り対応しており、次の要件や法人と経営者との関係の分離状況等を踏まえて、経営者保証を不要として取扱う運用を行っています。

【金融機関連携型】

申込金融機関が、信用保証の付かない融資について経営者保証を不要としている場合であって債務超過でなく赤字でない等の要件を満たしている場合

【財務型】

「財務要件型無保証人保証」を利用する場合

【担保型】

企業または経営者本人が所有する不動産について担保提供があり、十分な保全が図られる場合

■責任共有制度

信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行、融資後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とし平成19年10月に導入されました。

原則として、すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部例外的に除外される制度があります。

金融機関は「部分保証方式」または「負担金方式」のいずれかの方式を選択しています。

いずれの方式においても金融機関の負担割合（20%）は同等です。

【部分保証方式】

融資金額の80%を信用保証協会が保証する方式

【負担金方式】

金融機関毎の信用保証の利用実績に応じた負担金を金融機関が信用保証協会に納付する方式

（金融機関の負担部分イメージ図）

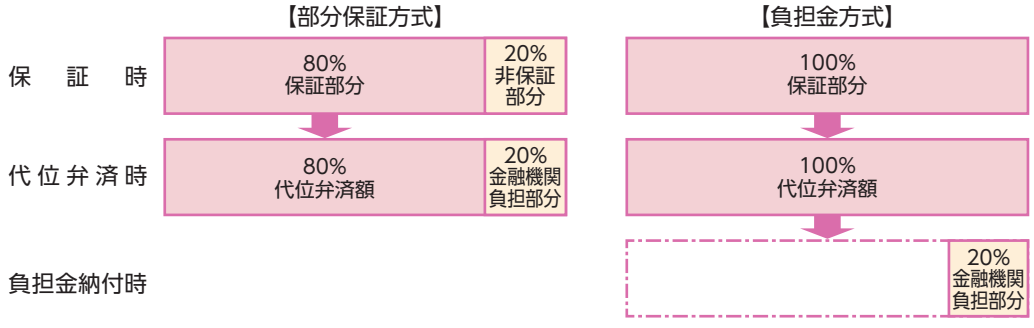

【責任共有対象外となる保証制度】

❶経営安定関連保証（セーフティネット保証）１号～４号、６号
❷災害関係保証
❸創業関連保証（再挑戦支援保証を含む）、創業等関連保証
❹特別小口保険に係る保証
❺事業再生保証
❻小口零細企業保証
❼求償権消滅保証
❽中堅企業特別保証
❾東日本大震災復興緊急保証
❿経営力強化保証＊
⓫事業再生計画実施関連保証＊
⓬危機関連保証

＊責任共有制度の対象外となる保証（責任共有制度導入前の保証を含む）を同額以内で借換えた場合。

（4）信用保証料について

■信用保証料

信用保証協会の保証を受ける際には、信用保証料をお支払いただきます。

信用保証料は、保証料率をもとに算出されます。

保証料率については、原則、お客さまの財務内容に応じて９段階の料率体系となっています。

基本となる保証料率は責任共有保証料率ですが、責任共有対象外保証制度については、責任共有対象外保証料率が適用されます。

責任共有保証料率表

(%)

区　　分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保　証　料　率	1.90	1.715	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
（特　殊　保　証）	(1.62)	(1.49)	(1.32)	(1.15)	(0.98)	(0.85)	(0.68)	(0.51)	(0.39)

＊特殊保証とは、当座貸越根保証、事業者カードローン、手形割引根保証です。

責任共有対象外保証料率表

(%)

区　　分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保　証　料　率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※セーフティネット保証や流動資産担保融資保証（ABL保証）、危機関連保証等の特別な保証は政策的に配慮された一律の保証料率が適用されます。

ライフステージに応じた支援

中小企業・小規模事業者のライフステージに応じた多様な資金需要にきめ細かく対応できるよう、金融機関や支援機関等と連携を図りながら、様々な支援を行っています。

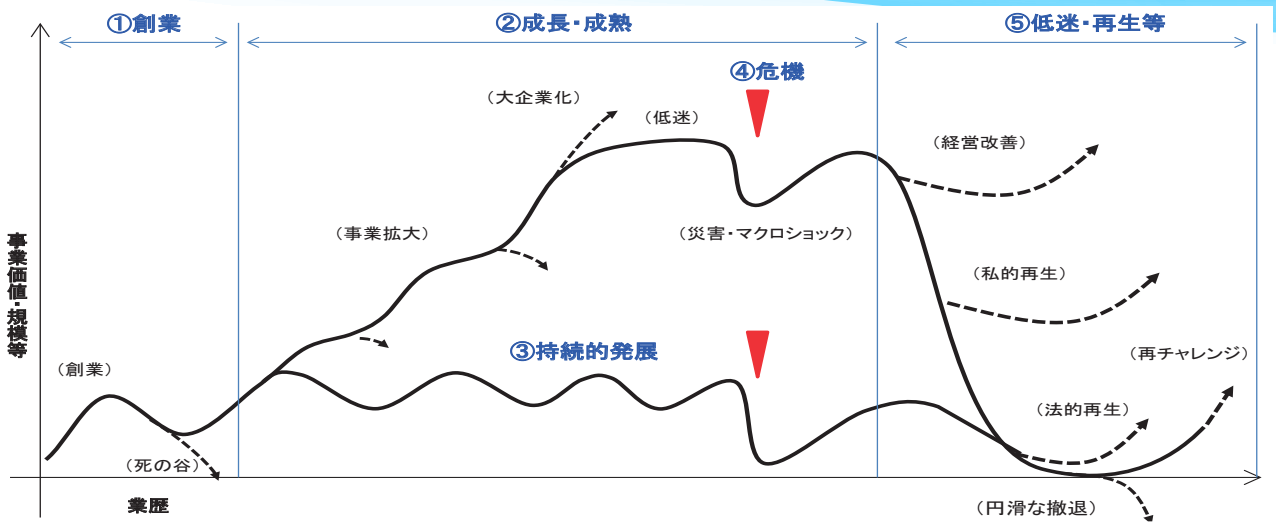

●金融機関との連携

金融機関との対話を通じた連携に注力し、保証付き融資とプロパー融資を柔軟に組み合わせる取組みを充実させることで、中小企業・小規模事業者の事業の発展を支援しています。

○金融機関訪問

金融機関の皆さまに信用保証協会の現状や取組み等をご説明し、信用保証制度を適切にご利用いただくため、金融機関を訪問しています。

令和元年度の保証審査担当者による金融機関訪問実績　延べ303回

○金融機関との協調融資制度

横浜市中小企業融資制度「成長サポート協調資金」の利用要件が緩和され、金融機関と協調した融資制度がよりご利用いただきやすくなりました。

令和元年度の協調融資制度の承諾実績　222件　49億24百万円

●横浜市や中小企業支援機関等との連携

○横浜市

取扱金融機関に融資原資の一部を預け入れることにより、長期・固定で低利の横浜市中小企業融資を実現しています。一部資金では、信用保証料の一部を助成することで、借入時の中小企業・小規模事業者の負担軽減を図っています。

令和元年度の横浜市中小企業融資の実績　7,691件　1,307億49百万円

○(公財)横浜企業経営支援財団(IDEC)

「小規模事業者向け無料出張相談」で課題を抱える創業保証先の課題解決を支援しています。

令和元年度の「小規模事業者向け無料出張相談」への橋渡し実績　６企業

●ファンドへの出資

地方創生等への貢献を果たすため、創業者や小規模事業者等の成長を支援する地域ファンド「かながわ中小企業支援ファンド」に出資しています。

●創業支援・創業保証後訪問

横浜市内経済の活性化に貢献するため、独立開業の夢を持ち、新たに事業を開始する皆さまを応援しています。

これから事業を始めたい方や創業して間もない方におすすめの保証制度をご用意しているほか、創業後の経営支援も実施しています。

また、創業関連の保証制度をご利用いただいた方へ、創業後に生じた経営課題の解決をお手伝いするため、お借入後１年経過時を目途に再度協会担当者が（ご希望により経営支援アドバイザー同行で）訪問する創業保証後訪問を実施しています。

横浜市中小企業融資制度の創業おうえん３資金（創業おうえん資金、女性おうえん資金、シニアおうえん資金）において、当協会の利用が初めての方には、横浜市の助成と当協会の割引により、お客さまの保証料負担をゼロとしています。

（注）一部保証料助成および割引の対象外となる場合がございます。詳しくは制度チラシをご確認ください。

令和元年度の実績

創業おうえん資金	423件	2,592百万円
女性おうえん資金	71件	438百万円
シニアおうえん資金	81件	531百万円
創業関連保証	8件	40百万円

●経営支援・再生支援

McSS（一般社団法人CRD協会が提供する財務診断ツール）を用いて、財務面における診断を「無料」で提供しています。同業種内や地域内、売上規模による順位や偏差値を算出し、各種の経営指標を同業種平均値と比較することができます。毎期ご利用いただくことで時系列で貴社の経営状況を客観的に把握することができます。

従前、当協会の保証利用企業のみ対象としていましたが、横浜市内の中小企業の持続的な事業活動、事業伸展に寄与するため、令和元年９月30日から保証利用が無い中小企業にもご利用をいただけるよう対象を拡大しています。

また、中小企業診断士や認定経営アドバイザーの資格を持つ職員が無料で経営相談にお応えしています。事業経営上の諸問題、特に財務面における問題について一緒に解決法を考え、サポートしています。

※経営支援の詳細な取組み、実績については、35頁をご覧ください。

●事業承継支援

事業承継上の諸問題について、協会職員の訪問による診断チェック、専門家派遣による支援、関係機関との連携による支援、事業承継専用の保証制度による資金調達支援のメニューをご用意しています。

令和元年度の実績

事業承継資金	2件	55百万円

トピックス

●ラグビワールドカップ関連グッズを展示しました

令和元年９月20日から11月２日にかけてアジア初開催となるラグビーW杯全48試合が日本全国12都市にて行われ、当協会北部支所の近くにある横浜国際総合競技場（日産スタジアム）は決勝、準決勝を含む７試合の会場になりました。

当協会はラグビーW杯開催に向けた機運醸成のため、横浜市の協力のもと、本所と３支所において、のぼり旗やポスター、日本のフラッグボールなどを大会終了まで展示し、決勝の舞台となる「新横浜」にある北部支所では、カウントダウンボードやパネルなども期間展示しました。

展示開始日の令和元年６月20日には、横浜市市民局スポーツ統括室長および港北区長にも北部支所へお越しいただき、当日の様子はタウンニュース港北区版にも掲載されました。

●横浜健康経営認証のクラスＡを取得しました

横浜市が実施している「横浜健康経営認証制度」に応募し、令和２年１月にクラスＡ（健康経営宣言等の明文化及びその意思を具現化した取組みを行っているもの）を取得しました。

当協会は、引き続き従業員の健康づくりを経営的な視点から考え、取組んでまいります。

●横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市の信用保証協会において災害時等における業務支援に関する覚書を締結しました

令和元年５月30日に横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市（以下「四市」）の信用保証協会において、「災害時等における業務支援に関する覚書」を締結しました。四市が関東ブロック（横浜市・川崎市）と東海ブロック（名古屋市・岐阜市）に分かれている地域性を生かし、いずれかのブロックで大規模な災害等が発生した際に、人的な応援や物資の支援等を行う体制を構築したものです。被災協会単独では十分な業務遂行が困難である事態において、四市の信用保証協会が相互に連携・協力し、中小企業・小規模事業者への支援を継続できるよう努めてまいります。

●近隣テナントにAEDの利用について案内しました

当協会では本所および３支所（北部、西部、南部）の事務所内に、急病人の発生に備えてAED（自動体外式除細動器）を設置しています。

令和元年９月に同じビルに入居する近隣テナントに対し緊急時には当協会のAEDを利用していただくよう案内しました。

役職員や来訪されるお客さまだけでなく、より多くの人命救助につながるものと考えています。

●金融機関女性職員向け業務説明会を初めて開催しました

北部支所、西部支所において、女性職員のみを対象とした業務説明会とランチ会を初めて開催しました。

地元信用金庫から、営業職の女性職員が増えてきており「誰か相談できる協会職員を紹介してほしい」、「夜間に開催される業務説明会には子育て等の事情により出席できない職員もいる」とのお話をいただいたことを受けて、当協会から「就業時間中の業務説明会と懇親のためのランチ会の開催」を提案し、実現したものです。

参加者からは「女性同士だからこその会話も多く、参加してよかった」との感想をいただきました。

当協会は、金融機関からのご要望に応える業務運営に今後も取組んでまいります。

●災害等対応短期保証を創設しました

令和元年12月に、令和元年台風第15号、同第19号など、自然災害が多発していることを踏まえ、災害その他の緊急な事態（以下「災害等」）が発生した際に、被災した中小企業に事業継続上必要となる運転資金を速やかに支援するため、当協会独自保証制度として「災害等対応短期保証」を創設しました。

資格要件	当協会の会長が指定する災害等により被害を受け経営に影響が生じている方
保証限度額	２億8,000万円以内 ※ただし、直近決算（確定申告）における月商１か月以内。 ※小口零細企業保証の場合は、既存の保証協会の保証付き融資との合計で2,000万円以内。
資金使途	運転資金
保証期間	12ヵ月以内
返済方法	一括返済 ※ただし、保証期間到来時に一括返済ができない場合は、長期資金により借換えが可能です。
貸付利率	金融機関所定利率
保証料率	責任共有対象保証の場合は、0.45%～1.90%。 小口零細企業保証の場合は、0.50%～2.20%。 特別小口保険にかかる保証の場合は、1.00%。

●第15回かながわ企業支援ネットワーク会議を開催しました

令和元年10月16日に「第15回かながわ企業支援ネットワーク会議」をTKPガーデンシティ横浜ホールＡにおいて開催しました。

令和元年度は、当協会が事務局幹事を務め、第15回の会議には、国をはじめとして地方公共団体、金融機関、中小企業支援機関など54機関75名の方にご出席いただき、経営支援・再生支援に関する情報の共有を図りまし　た。

●経営セミナーを開催しました

令和元年７月22日に「経営セミナー」（後援：横浜市経済局・公益財団法人横浜企業経営支援財団）をTKP横浜駅西口カンファレンスセンターにて開催しました。

税理士法人さくらみらい国際会計事務所代表、公認会計士・税理士の舟生俊博氏による「令和元年10月より消費税が10％に！」と題した講演と、当協会職員による外部専門家派遣事業の紹介を行いました。

当日は21名の方にご参加いただき、参加者からは「消費税率変更への備え方が良くわかりました」、「消費税率が10％に引き上がる10月１日に向けて準備していて大変参考になりました」などの感想をいただきました。

●反社会的勢力対応研修を実施しました

令和元年７月25日に神奈川県警察本部刑事部組織犯罪対策本部暴力団対策課から講師を招いて内部研修を実施し、反社会的勢力等への対応を学びました。

主な保証制度

（1）横浜市中小企業融資制度

中小企業の皆さまが事業を行っていく上で必要な運転資金や設備資金を円滑に調達できるよう、横浜市が当協会および取扱金融機関と連携して行っている融資制度です。

制度名	融資額	保証期間	融資利率（年）	信用保証料率（年）
創業おうえん資金	3,500万円以内 （女性おうえん資金、シニアおうえん資金及びベンチャー支援資金との合計）	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内	1.9%以内 *特定創業支援事業の支援を受けた方もしくは（公財）横浜企業支援財団が実施する横浜ビジネスグランプリのファイナリストの方は1.5%以内	0.40% （1/2助成） **※当協会を初めてご利用いただく方は、保証料負担がありません**
女性おうえん資金	3,500万円以内 （創業おうえん資金、シニアおうえん資金及びベンチャー支援資金との合計）	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内	1.9%以内 *特定創業支援事業の支援を受けた方もしくは（公財）横浜企業支援財団が実施する横浜ビジネスグランプリのファイナリストの方は1.5%以内	0.20% （3/4助成） **※当協会を初めてご利用いただく方は、保証料負担がありません**
シニアおうえん資金	3,500万円以内 （創業おうえん資金、女性おうえん資金及びベンチャー支援資金との合計）	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内	1.9%以内 *特定創業支援事業の支援を受けた方もしくは（公財）横浜企業支援財団が実施する横浜ビジネスグランプリのファイナリストの方は1.5%以内	0.20% （3/4助成） **※当協会を初めてご利用いただく方は、保証料負担がありません**
新 ベンチャー支援資金	5,000万円以内 （創業おうえん資金、女性おうえん資金及びシニアおうえん資金との合計）	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内	1.5%以内	創業５年未満の方 0.20%（3/4助成） 創業15年以内の方 0.1125～0.4750% （3/4助成）
小規模企業特別資金（※）	2,000万円以内	拡 運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	●固定金利 1年以内 1.2%以内 1年超3年以内 1.6%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超 1.9%以内 ●変動金利 短プラ+0.4%以内	0.25～1.10% （1/2助成）
小規模プラス資金（※）	6,000万円以内	拡 運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	●固定金利 1年以内 1.2%以内 1年超3年以内 1.6%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超 1.9%以内 ●変動金利 短プラ+0.4%以内	0.3375～1.4250% （1/4助成）
小口おうえん特例	500万円以内	運転資金 5年以内 設備資金 5年以内	●固定金利 1年以内 0.9%以内 3年以内 1.5%以内 5年以内 1.7%以内 ●変動金利 短プラ+0.2%以内	0.125～0.950% （1/2または3/4助成）
事業承継資金	2億円以内	運転資金 7年以内 設備資金 15年以内	金融機関所定利率	**融資額5,000万円を上限に保証料負担ゼロ** （3/4助成）+当協会が1/4割引

※融資額が500万円以内の場合は、小口おうえん特例をご利用いただけます。

制度名	融資額	保証期間	融資利率(年)	信用保証料率(年)
新 事業承継資金 (経営者保証不要特別)	2億8,000万円以内	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内	金融機関所定利率	【経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合】 0.000～0.237% (融資額5,000万円を上限に3/4助成)＋ 当協会が0.05%割引 【経営者保証コーディネーターによる確認を受けていない場合】 0.3375～1.4250% (融資額5,000万円を上限に1/4助成)
新 小規模企業 資金繰り安定 サポート資金	2,000万円以内 ただし、直近決算(確定申告)の 平均月商の2倍以内	運転資金　1年以内	金融機関所定利率	初回： 0.175～0.900% (1/2助成) 2回目以降： 0.35～1.80%
新 防災・減災 サポート資金	2億8,000万円以内	運転資金　5年以内 設備資金　7年以内	1.7%以内	0.51% (融資額8,000万円を上限に1/4助成)
成長サポート 協調資金	2億8,000万円以内	運転資金　7年以内 設備資金 15年以内	金融機関所定利率	0.3375～1.4250% (融資額5,000万円を上限に1/4助成)

(2)当協会独自制度

当協会が独自に創設した保証制度です。保証料割引を行っている制度もございます。

制度名	融資額	保証期間	融資利率(年)	信用保証料率(年)
短期継続保証 (けいぞく)	100万円以上2,000万円以内ただし、 直近決算(確定申告) の平均月商の2倍以内	1年以内	金融機関所定利率	0.35～1.80%
よこはま アドバンテージ保証	2億8,000万円以内	一括返済の場合　1年以内 分割返済の場合 10年以内 (ただし、設備資金で不動産担保の提供がある場合は15年以内)	金融機関所定利率	0.35～1.05%

信用保証の動向

(1)当協会の利用率

当協会をご利用いただいている中小企業のお客さま

19,078者

(令和２年３月末時点)

横浜市内中小企業者の当協会利用率

26.4%

※当協会利用率＝利用企業者数÷横浜市内の中小企業者数
横浜市内の中小企業者数は、平成30年11月30日中小企業庁公表資料を参照

横浜市内の中小企業者数
72,161者

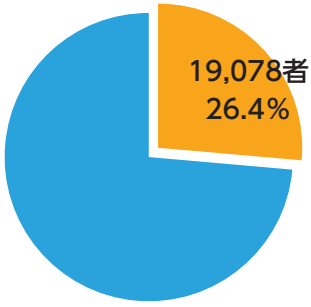

横浜市内の中小企業者の４者に１者ご利用いただいています。

(2)保証承諾・保証債務残高・代位弁済・回収の推移

保証承諾

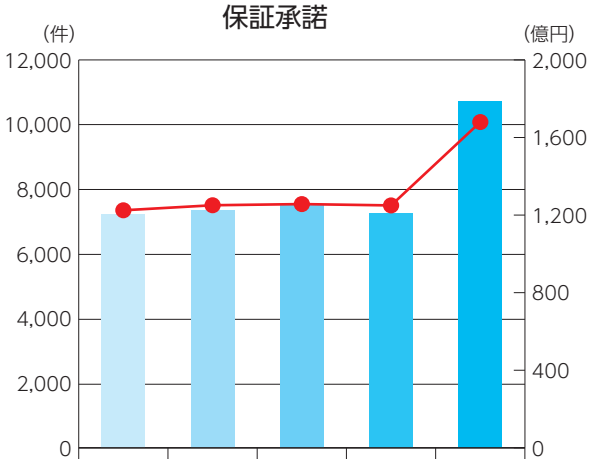

	H27	H28	H29	H30	R1
金額	1,205	1,224	1,256	1,209	1,784
件数	7,348	7,504	7,540	7,499	10,078

保証債務残高

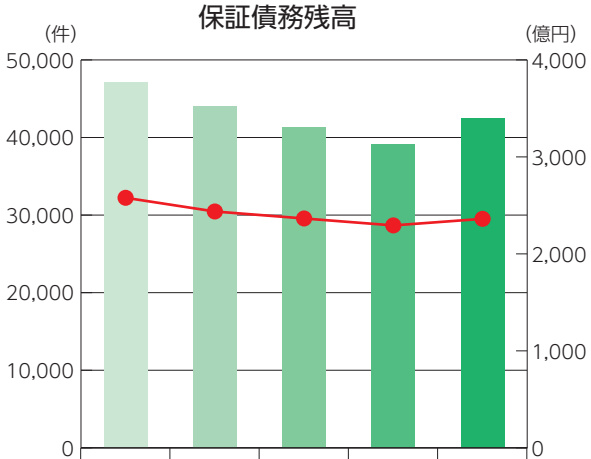

	H27	H28	H29	H30	R1
金額	3,764	3,523	3,307	3,129	3,398
件数	32,228	30,464	29,563	28,668	29,516

代位弁済

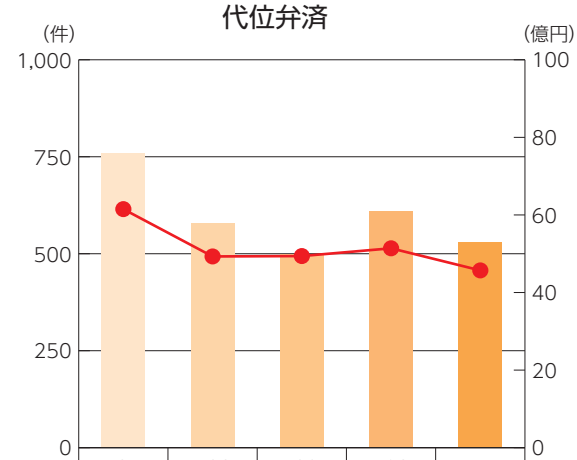

	H27	H28	H29	H30	R1
金額	76	58	50	61	53
件数	615	493	494	514	457

回収

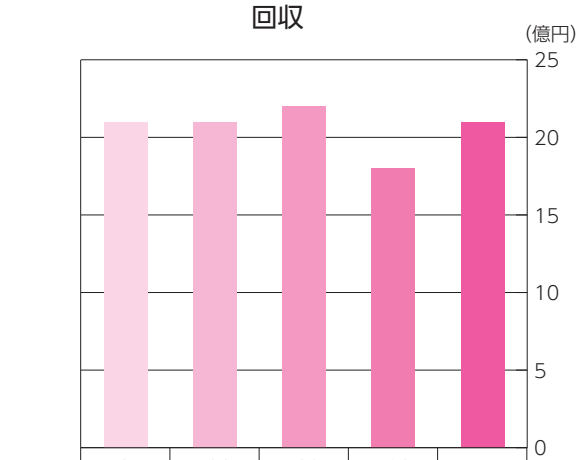

	H27	H28	H29	H30	R1
金額	21	21	22	18	21

（3）保証承諾・代位弁済の推移（金融機関群・業種・行政区）

● 金融機関群別

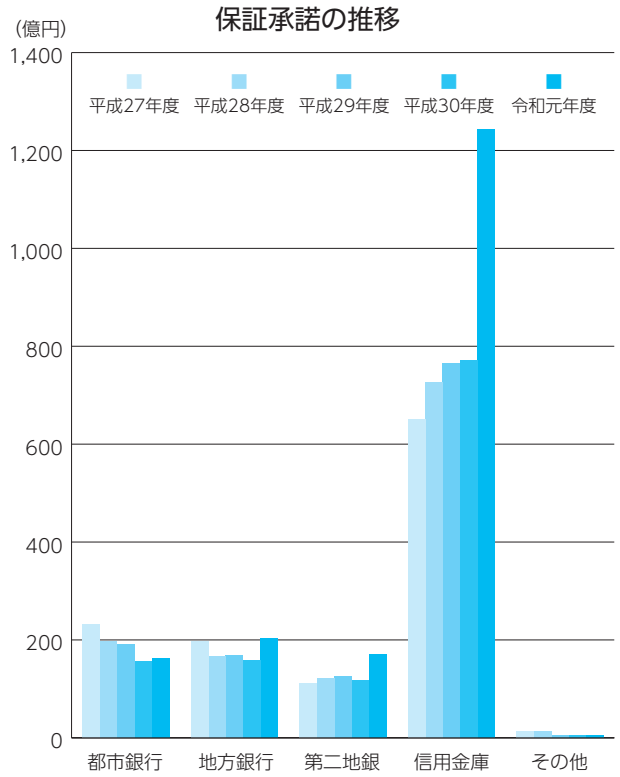

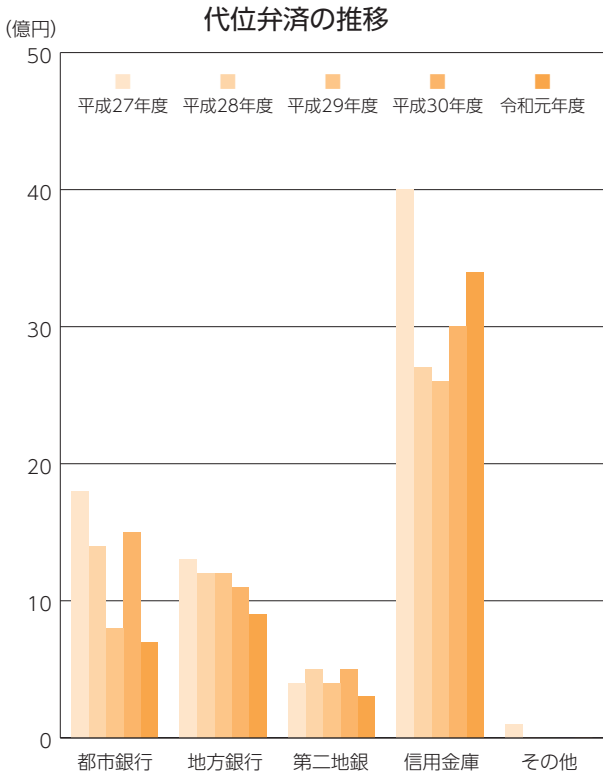

● 業種別

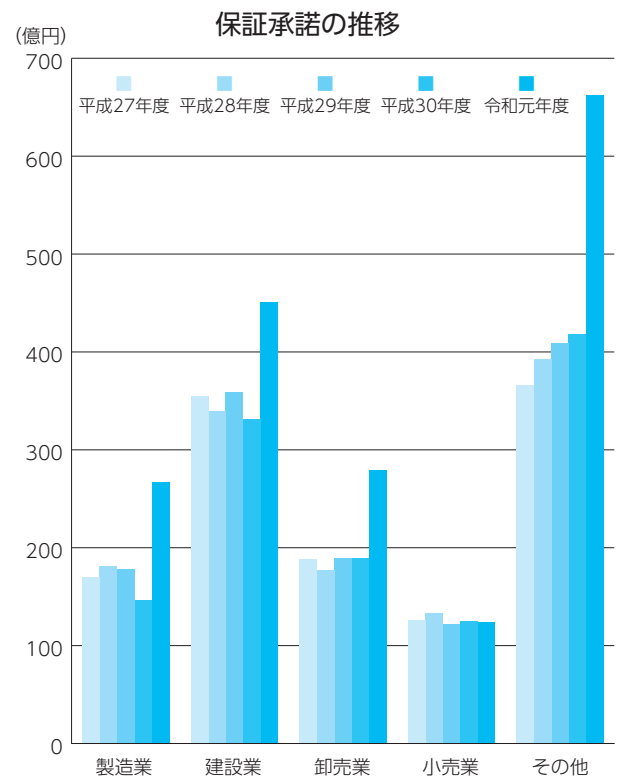

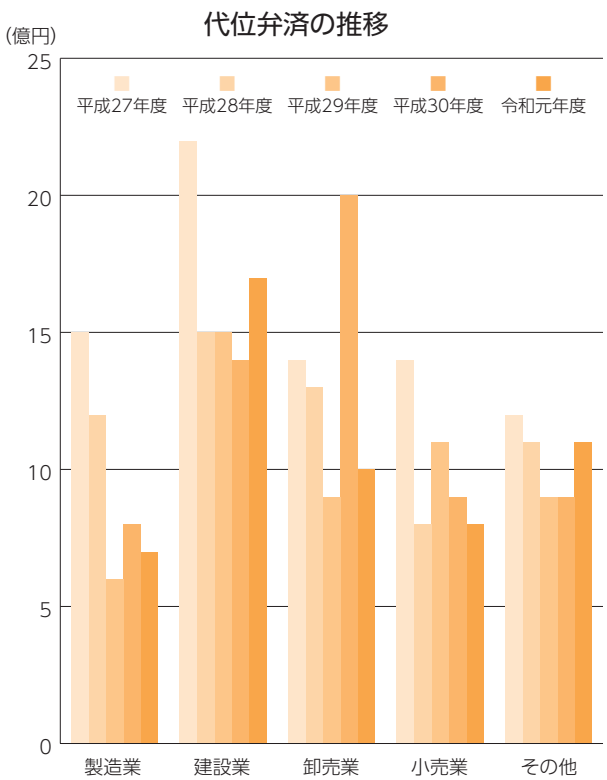

行政区別

保証承諾の推移

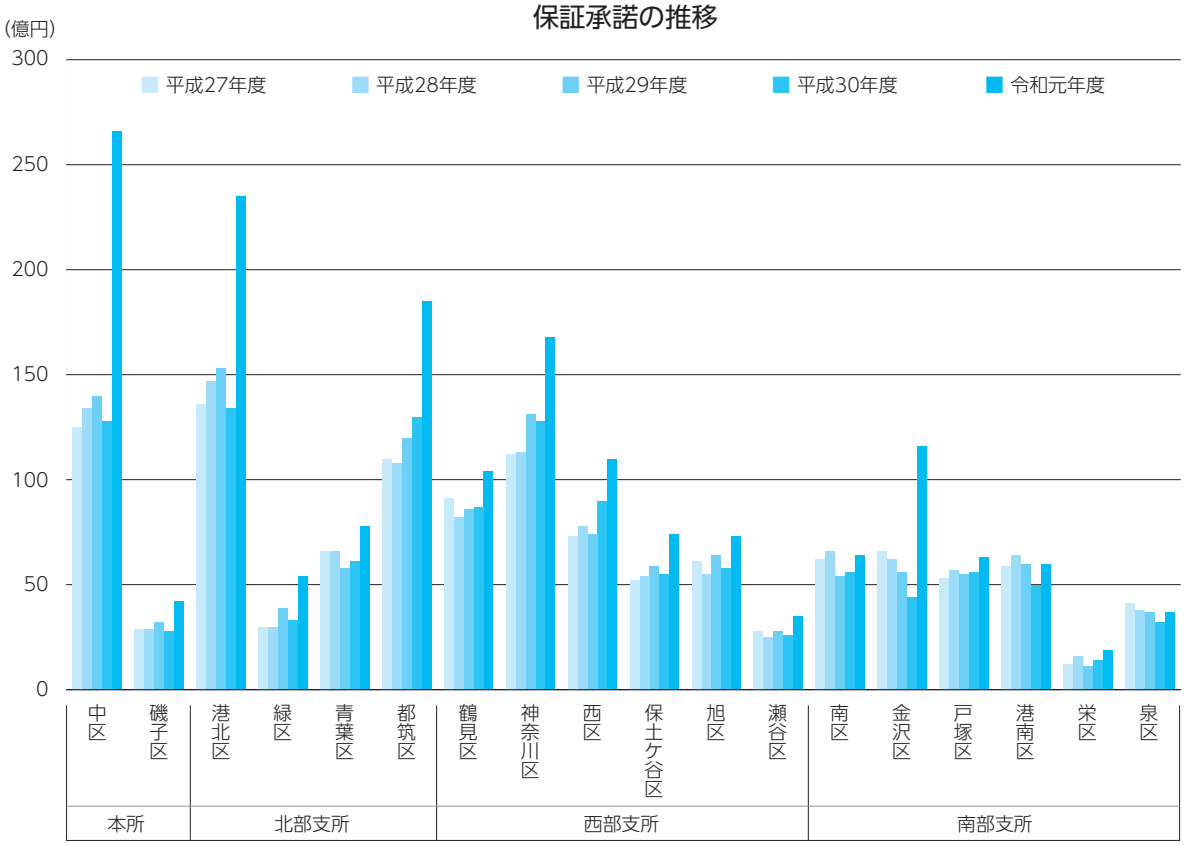

代位弁済の推移

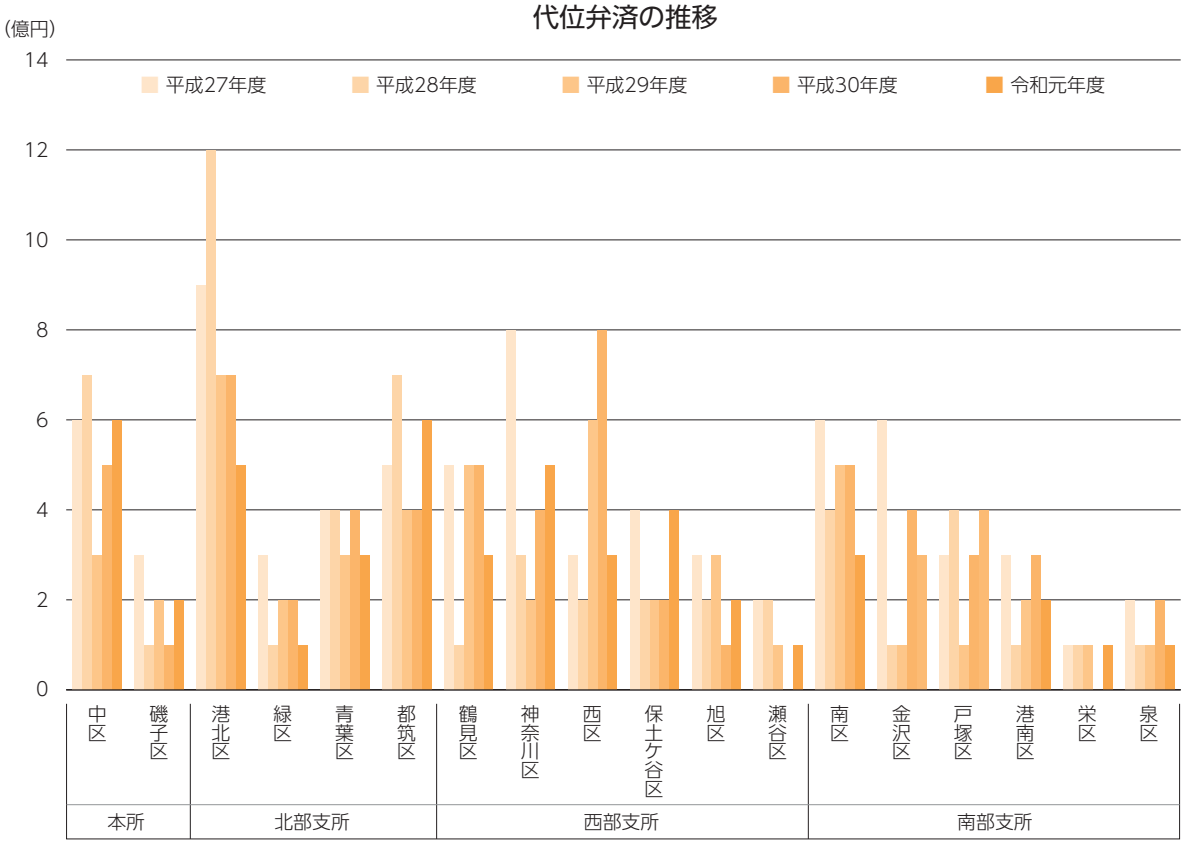

(4)令和元年度の実績

●保証承諾

令和元年度の保証承諾額は、1,783億52百万円(前年度比147.5%)となりました。

①金融機関群別保証承諾 (百万円・%)

区　分	金額	前年度比	構成比
都市銀行	16,183	102.8	9.1
地方銀行	20,384	128.9	11.4
第二地銀	16,989	144.2	9.5
信用金庫	124,293	161.2	69.7
その他	504	103.6	0.3
全　体	178,352	147.5	100.0

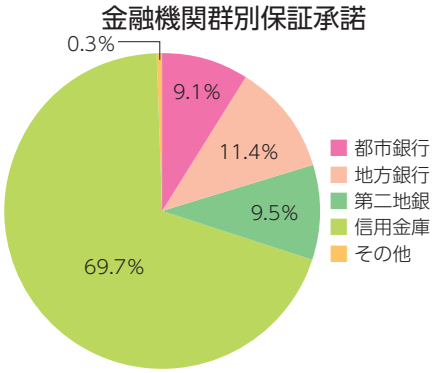

②業種別保証承諾 (百万円・%)

区　分	金額	前年度比	構成比
製造業	26,724	182.4	15.0
建設業	45,104	136.0	25.3
卸売業	27,891	147.7	15.6
小売業	12,385	135.0	6.9
飲食業	6,220	188.5	3.5
運送倉庫業	7,369	173.6	4.1
サービス業	26,577	140.0	14.9
不動産業	24,474	141.5	13.7
印刷業・出版業	826	87.3	0.5
旅行業	330	370.2	0.2
その他産業	454	232.5	0.3
合　計	178,352	147.5	100.0

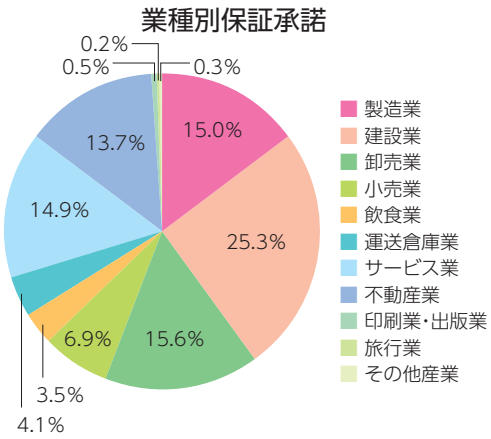

③制度別保証承諾 (百万円・%)

区　分		金額	前年度比	構成比
協会制度	一般保証	14,568	96.6	8.2
	全国小口	1,680	110.2	0.9
	当貸・カード	2,286	118.3	1.3
	よこはまアドバンテージ	18,320	109.7	10.3
	よこはまタイアップ保証	426	50.4	0.2
	けいぞく	5,714	425.5	3.2
	その他協会制度	4,489	68.5	2.5
	小　計	47,603	108.1	26.7
横浜市制度	振興資金	12,111	86.5	6.8
	小規模企業特別資金	12,625	117.5	7.1
	小規模プラス資金	21,473	231.3	12.0
	経営安定資金	16,254	63.3	9.1
	経済変動対応資金	4,323	110.5	2.4
	創業おうえん資金(創業)	2,592	91.9	1.5
	女性おうえん資金	438	109.8	0.3
	シニアおうえん資金	531	104.8	0.3
	成長サポート協調資金	4,498	208.4	2.5
	台風関連制度	15,436	−	8.7
	新型コロナウイルス感染症関連制度	25,729	−	14.4
	その他市制度	14,739	199.6	8.3
	小　計	130,749	170.1	73.3
全　体　合　計		178,352	147.5	100.0

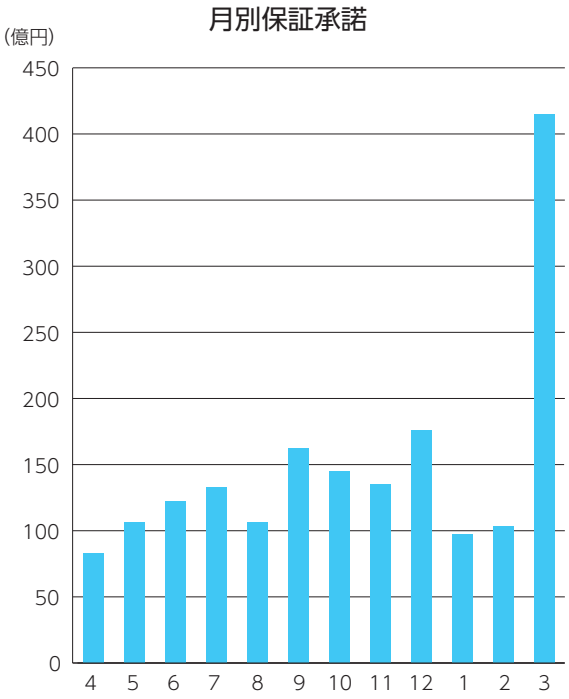

代位弁済

令和元年度の代位弁済額は、53億円(前年比86.6%)となりました。

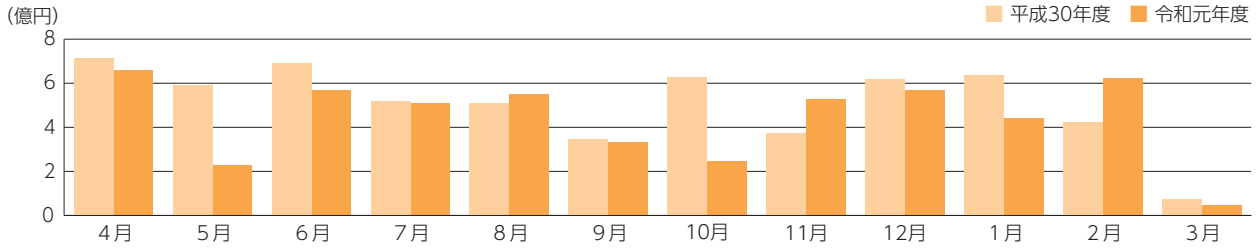

求償権回収

令和元年度の求償権回収額は、21億円(前年比115.8%)となりました。

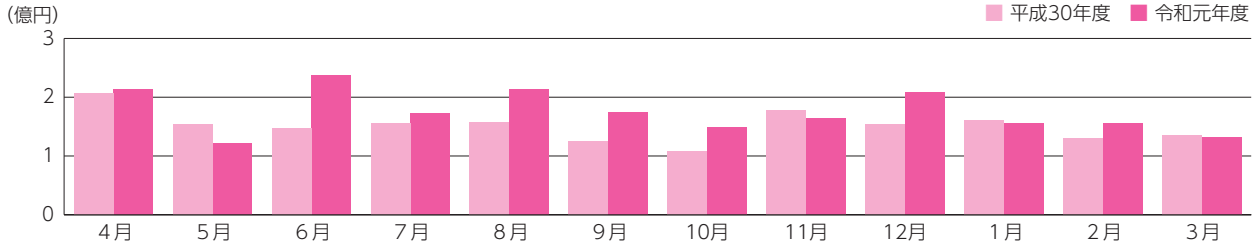

条件変更債務残高

令和２年３月末の条件変更債務残高は、460億円(前年比31億円の減少)となりました。
保証債務残高に占める構成比は、13.5%(同2.2%の低下)となりました。

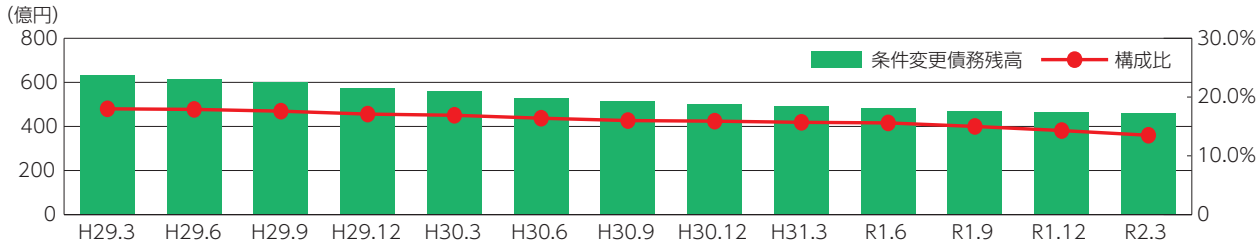

横浜市との協約の達成状況

平成30年度から令和２年度の３年間の協約目標に対する２年度(令和元年度)の実績

(1)公益的使命の達成に向けた取組み	協約目標	実績※1	達成率※2
創業者への金融支援の促進 (創業関連保証、創業等関連保証の保証承諾件数)	1,350件	1,141件	84.5%
事業承継に向けた企業面談の推進 (事業承継支援のご案内で面談した中小企業者数)	340企業	293企業	86.2%
生産性向上に向けた経営改善の推進 (専門家派遣で設備投資を提案した中小企業者数)	70企業	61企業	87.1%

(2)財務の改善に向けた取組み	協約目標	実績※1	達成率※2
「簡易経営診断サービス(McSS)」の実施回数の増加	2,500回	1,580回	63.2%
外部専門家派遣事業実施先に対するフォローアップ訪問件数の増加	400件	293件	73.3%
経営改善計画に基づく金融支援の実施(経営サポート会議の開催企業数)	90企業	63企業	70.0%

(3)業務・組織の改革	協約目標	実績※1
認定経営アドバイザー(信用調査検定マスター) または中小企業診断士の資格保有率の増加	55.0%	54.5%

※1　実　績：２年度(令和元年度)の実績
※2　達成率：３年間の協約目標に対する達成率

（5）台風被災企業への主な取組み

・金沢産業振興センターに現地相談窓口開設
・国、神奈川県、横浜市と合同で被災企業約500社を直接訪問し、被災状況確認
・返済軽減等の条件変更に対するより一層柔軟な対応

台風関連制度の保証承諾実績（取扱開始日順）

（単位：件、百万円）

		取扱開始日	保証承諾件数		保証承諾金額	
				構成比		構成比
市	経営安定資金　風水害	H31.4.1	32	4.2%	1,467	8.7%
市	台風第15号対策特別資金	R1.9.20	556	72.8%	10,864	64.3%
市	台風第15号対策特別資金 （セーフティネット保証４号型）	R1.9.27	168	22.0%	4,426	26.2%
市	台風第19号対策特別資金	R1.12.24	8	1.0%	147	0.9%
合　　計		－	764	100.0%	16,903	100.0%

㈱　市：横浜市中小企業融資制度

※いずれも令和２年３月末日までの実績

（6）新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への主な取組み

・保証申込に最大限のスピードで対応するための態勢整備（他部署の職員派遣、保証審査事務の簡略化、徴求書類の簡素化など）
・土日祝日に休日電話相談
・返済軽減等の条件変更に対するより一層柔軟な対応

新型コロナウイルス感染症関連制度の保証承諾実績（取扱開始日順）

（単位：件、百万円）

		取扱開始日	保証承諾件数		保証承諾金額	
				構成比		構成比
市	経済変動対応資金 （新型コロナウイルス）	R2.2.7	74	9.3%	1,211	4.5%
市	新型コロナウイルス感染症対策特別資金 （売上20%以上減少型）	R2.3.4	554	69.4%	18,185	67.4%
市	新型コロナウイルス感染症対策特別資金 （売上５%以上減少型）	R2.3.11	12	1.5%	448	1.7%
全	危機関連保証	R2.3.13	1	0.1%	30	0.1%
市	新型コロナウイルス感染症緊急特別資金 （売上15%以上減少型・別枠プラス）	R2.3.23	157	19.7%	7,097	26.3%
合　　計		－	798	100.0%	26,970	100.0%

㈱　市：横浜市中小企業融資制度、全：全国統一制度

※いずれも令和２年３月末日までの実績

経営支援の取組み

中小企業・小規模事業者のニーズにあった支援に積極的に取組んでいます。

●外部専門家派遣事業

中小企業診断士等の専門家を派遣して、経営改善の提案や経営改善計画の策定支援を行っています。

特定課題の解決のため、1日から外部専門家派遣をご利用できる「ターゲット支援」も行っています。
(いずれも費用は当協会が全額負担)。

令和元年度の実績　(単位：企業)

	計　画	実　績	計画比	前年度比
対象企業への訪問	250	282	112.8%	82.0%
経営改善等提案	80	71	88.8%	106.0%
ターゲット支援	10	10	100.0%	−
経営改善等計画策定支援	25	30	120.0%	136.4%
既支援先フォローアップ	140	140	100.0%	91.5%

派遣実績（業種）

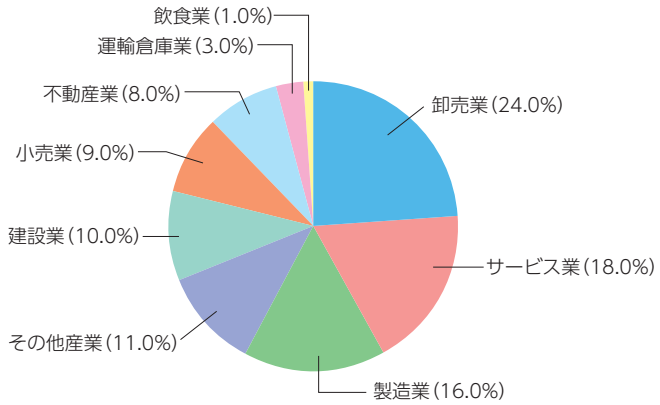

ご利用されたお客様の評価

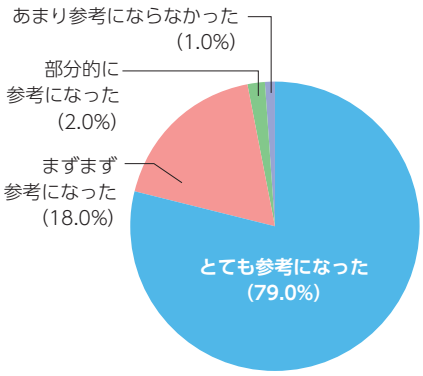

●かながわ企業支援ネットワーク／経営サポート会議

かながわ企業支援ネットワークは、神奈川県内の金融機関、経営支援機関、国・地方公共団体等により構成され、経営改善・事業再生などのノウハウ・スキルの共有化等を行う枠組みです。

中小企業者・金融機関の要請に基づく経営サポート会議(バンクミーティング)も開催しています。

令和元年度　経営サポート会議　開催実績　31企業

●神奈川県事業引継ぎ支援センターへの橋渡し

神奈川県事業引継ぎ支援センターと業務連携しており、後継者がご不在の中小企業者のM&Aについてのご相談等もお受けしています。

令和元年度　神奈川県事業引継ぎ支援センターへの紹介実績　3企業

社会貢献活動

当協会では、信用保証業務に留まらず、社会貢献活動にも積極的に取組んでいます。

●横浜マラソンへのボランティア参加

当協会では、地域貢献活動の一環として、平成27年度より横浜マラソンでのボランティア活動に参加しています。令和元年11月10日に開催された横浜マラソン2019では、役職員31名が横浜税関前の第１給水所にて給水ボランティアを行い、数多くのランナーの力となるよう活動しました。

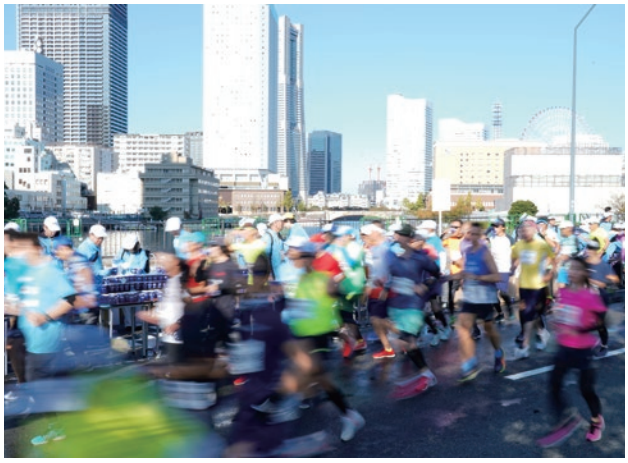

●はまっ子未来カンパニープロジェクト学習発表会への協賛

はまっ子未来カンパニープロジェクトは、学校と外部機関等が連携して社会課題を解決する取組を通して、横浜市のキャリア教育「自分づくり教育」を一層推進していくことを目的として開催されているものです。

将来の経営者となる小学生の起業家精神を養う機会を支援する地域創生の観点より、当協会は第３回に続き、令和２年２月８日に開催された第４回はまっ子未来カンパニープロジェクト学習発表会に協賛しました。

●横浜市立大学への出張講義

令和元年７月５日に国際総合科学部「起業家人材論（河瀬宏則准教授）」で「中小企業・小規模事業者の資金調達と信用保証協会による創業支援」と題した講義を行いました。

また、令和２年１月23日には国際教養学部「都市政策・まちづくり論（中西正彦准教授）」で当協会の柏崎会長が90分間にわたり「横浜のまちづくりを支える力」と題して講演しました。当日は１年生を中心に300名近くの学生が受講し、学生からは「信用保証や経営支援を行っていることがよくわかり具体的な支援例も見ることができて理解が深まった」、「セーフティネットは被災企業にとって大きな救済になっている」などの感想をいただきました。

●横浜女性ネットワーク会議＆ウーマンビジネスフェスタへの協賛

横浜女性ネットワーク会議＆ウーマンビジネスフェスタは、女性起業家の活動を広く市民や企業に向け発信し、販路・人脈を広げる機会とすることを主たる目的として開催されているイベントです。

当協会では、様々な世代の働く女性、活躍する女性起業家を応援する観点から、令和２年１月25日に開催された本イベントに協賛しました。

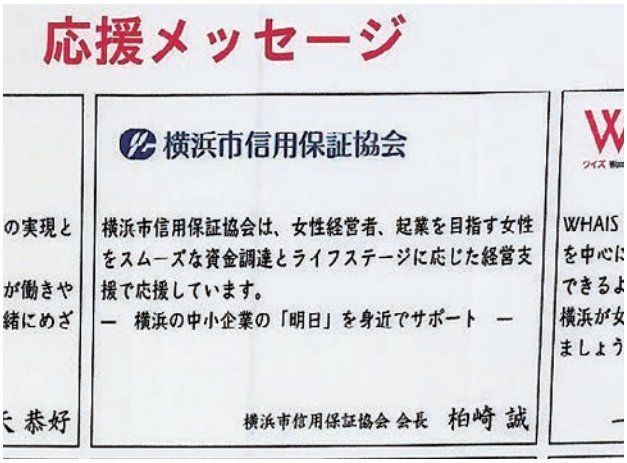

広報活動

当協会のことを知っていただき、身近な存在として捉えていただくため、広報活動に積極的に取組んでいます。

●ホームページ

令和２年１月にホームページを全面リニューアルしました。
当協会の概要、信用保証制度の仕組み、保証制度のご案内等を掲載しています。

当協会ホームページ

●LINE

令和元年８月に公式アカウントを取得しました。保証制度の創設、相談窓口のご案内など、当協会の最新の取組みを発信しています。

友だち登録はこちら

●広報物

信用保証のご案内、経営支援事業の取組み（お客さまの体験談）等を発行しています。

広報物のご案内ページへ

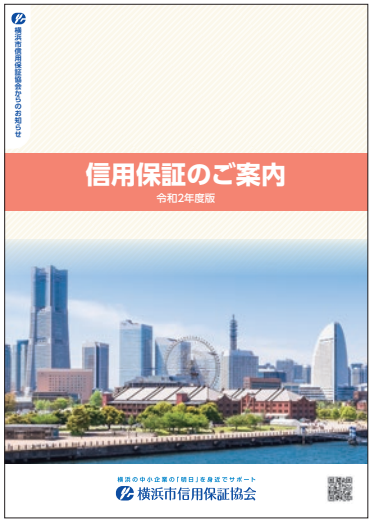

●ブース出展／展示

横浜市立図書館での期間展示やテクニカルショウヨコハマへのブース出展等により、信用保証制度の仕組みやご利用のメリット等をご案内しています。

令和元年度決算

貸借対照表

（単位：円）

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	155,977	基本財産	25,484,466,007
現金	155,977	基金	9,844,209,500
小切手	0	基金準備金	15,640,256,507
預け金	11,370,439,940	制度改革促進基金	0
当座預金	0	収支差額変動準備金	7,619,619,201
普通預金	1,351,164,935	責任準備金	2,057,190,593
通知預金	3,300,000,000	求償権償却準備金	1,303,846,582
定期預金	6,700,000,000	退職給与引当金	499,072,037
郵便貯金	19,275,005	損失補償金	0
金銭信託	0	保証債務	339,751,388,718
有価証券	31,911,867,570	求償権補てん金	0
国債	0	保険金	0
地方債	26,296,900,000	損失補償補てん金	0
社債	5,579,549,970	借入金	0
株式	35,417,600	長期借入金	0
受益証券	0	（うち日本政策金融公庫分）	0
その他有価証券	2,805,462	短期借入金	0
新株予約権	0	（うち日本政策金融公庫分）	0
ファンド出資	2,805,462	収支差額変動準備金造成資金	0
動産・不動産	94,381,003	雑勘定	10,126,317,529
事業用不動産	86,180,696	仮受金	323,615,519
事業用動産	8,200,307	保険納付金	100,916,896
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	92,112,828
損失補償金見返	0	未経過保証料	9,529,717,036
保証債務見返	339,751,388,718	未払保険料	3,235,629
求償権	2,546,032,822	未払費用	76,719,621
譲受債権	0		
雑勘定	1,164,829,175		
仮払金	26,727,762		
保証金	0		
厚生基金	210,180,330		
連合会勘定	0		
未収利息	58,981,998		
未経過保険料	868,939,085		
合計	386,841,900,667	合計	386,841,900,667

●貸借対照表の用語解説

借　方		支　出	
現　金 預け金		基本財産	株式会社の資本金に相当します。 出えん金と金融機関等負担金からなる「基金」と過去の収支差額の累計の「基金準備金」により構成されています。
有価証券	地方債や社債等を保有し運用しています。	収支差額変動準備金	収支差額に欠損が生じた場合や急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合に備え収支差額の一部を積み立てています。
		責任準備金	
		求償権償却準備金	
		退職給与引当金	
動産・不動産			
求償権	代位弁済累計額から既受領保険金等相当額を控除した額です。		
未経過保険料	当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち翌年度以降に帰属する部分を計上しています。	未経過保証料	受入保証料のうち翌年度以降に帰属する部分を計上しています。
		未払保険料	
その他		その他	

※保証債務見返(資産)と保証債務(負債)は同額のため、この表から除いてあります。

収支計算書

（単位：円）

支出の部		収入の部	
科　目	金　額	科　目	金　額
経常支出	3,376,518,705	経常収入	4,408,602,302
業務費	1,471,815,749	保証料	3,472,184,726
役職員給与	601,332,220	預け金利息	1,839,665
退職給与引当金繰入	25,029,594	有価証券利息・配当金	328,662,914
その他人件費	135,007,017	調査料	0
旅費	1,207,275	延滞保証料	0
事務費	317,106,971	損害金	77,065,268
賃借料	145,425,230	事務補助金	20,270,458
動産・不動産償却	8,274,614	責任共有負担金	473,284,000
信用調査費	11,450,307	雑収入	35,295,271
債権管理費	196,853,659		
指導普及費	16,799,862		
負担金	13,329,000		
借入金利息	0		
信用保険料	1,811,370,592		
責任共有負担金納付金	93,332,364		
雑支出	0		
経常収支差額	1,032,083,597		
経常外支出	8,286,288,894	経常外収入	7,734,263,462
求償権償却	4,915,102,979	償却求償権回収金	176,058,304
譲受債権償却	0	責任準備金戻入	1,899,507,767
有価証券償却	0	求償権償却準備金戻入	1,285,731,951
雑勘定償却	9,509,551	求償権補てん金戻入	4,372,965,440
退職金	0	保険金	3,912,731,724
責任準備金繰入	2,057,190,593	損失補償補てん金	460,233,716
求償権償却準備金繰入	1,303,846,582	補助金	0
その他支出	639,189	その他収入	0
経常外収支差額	△ 552,025,432		
当期収支差額	480,058,165		
収支差額変動準備金繰入額	240,029,082		
基本財産繰入額	240,029,083		

●収支計算書の用語解説

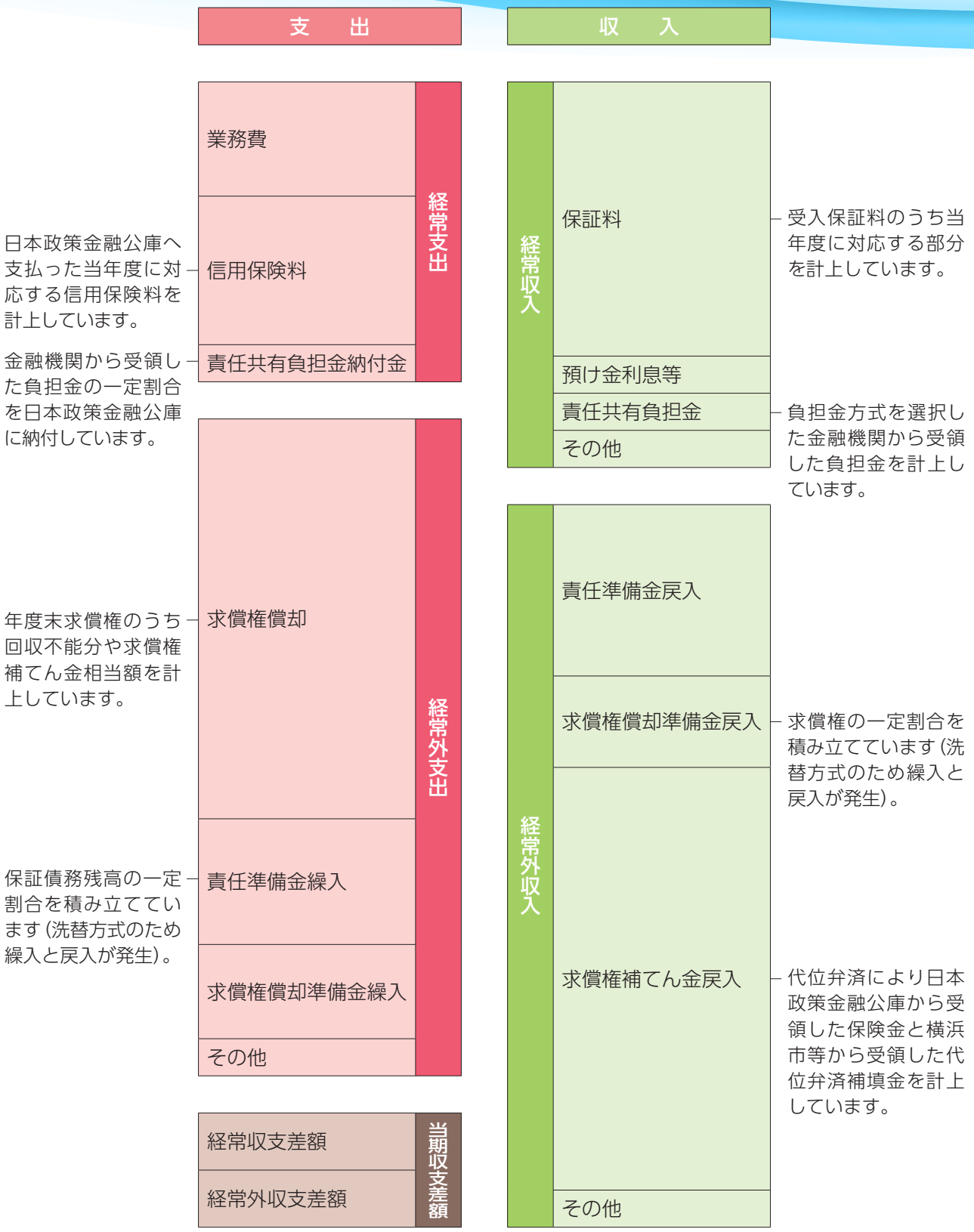

日本政策金融公庫へ支払った当年度に対応する信用保険料を計上しています。

金融機関から受領した負担金の一定割合を日本政策金融公庫に納付しています。

年度末求償権のうち回収不能分や求償権補てん金相当額を計上しています。

保証債務残高の一定割合を積み立てています（洗替方式のため繰入と戻入が発生）。

受入保証料のうち当年度に対応する部分を計上しています。

負担金方式を選択した金融機関から受領した負担金を計上しています。

求償権の一定割合を積み立てています（洗替方式のため繰入と戻入が発生）。

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と横浜市等から受領した代位弁済補填金を計上しています。

●基本財産

基本財産とは、一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款の定めにより基本財産の50倍（定款倍率）となっています。このため、中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

●基本財産の構成

基本財産は①基金②基金準備金で構成されています。

①基金は、横浜市等からの拠出である出えん金と金融機関等負担金で構成されています。

②基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

基本財産	254億84百万円
①基金	98億44百万円
出えん金	76億28百万円
金融機関等負担金	22億16百万円
②基金準備金	156億40百万円

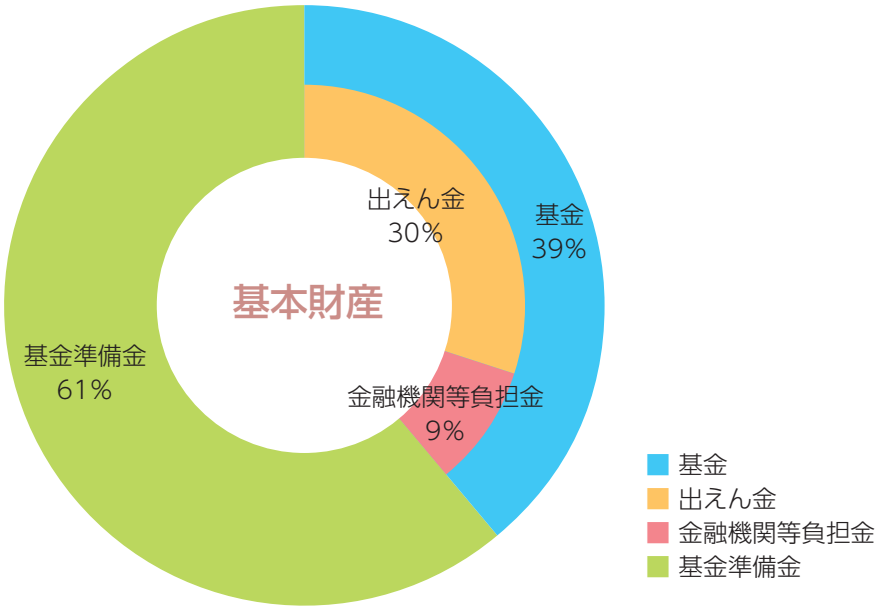

ご相談窓口のご案内

本　　所

保証担当地区

■中区　■磯子区

〒231－8505　中区山下町22（山下町SSKビル９階・10階）
（９階）　総務部（総務課、経営企画課、情報システム課）
TEL：045-662-6622　FAX：045-662-6921
（10階）　営業部（保証課、企業支援課、営業統括課）
TEL：045-662-6623　FAX：045-661-0089
管理部（調整課）
TEL：045-662-6624　FAX：045-661-0519
管理部（管理課）
TEL：045-662-6625　FAX：045-681-3386
コンプライアンス統括室
TEL：045-662-6627　FAX：045-681-3386

＜アクセス＞　みなとみらい線日本大通り駅　３番情文センター出口より徒歩約３分
JR関内駅　南口より徒歩約12分・JR石川町駅　中華街口より徒歩約13分
横浜市営地下鉄関内駅　１番出口より徒歩約12分

北 部 支 所

保証担当地区

■港北区　■緑区　■青葉区　■都筑区

〒222－0033　港北区新横浜３－９－18（新横浜TECHビルB館６階）
TEL：045-470-5600　FAX：045-470-7170

＜アクセス＞　JR新横浜駅「横浜アリーナ」方面出口から徒歩約７分
横浜市営地下鉄新横浜駅　７番出口より徒歩約４分
※相鉄・東急直通線工事の影響により一部通行ができない箇所がございます。

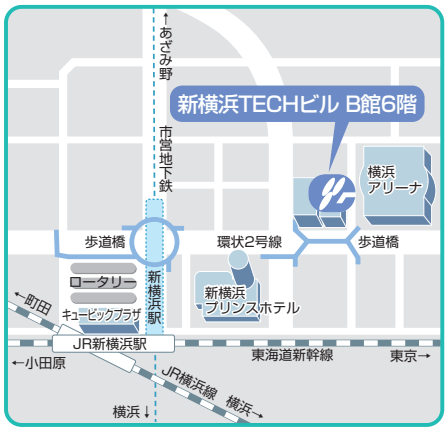

西 部 支 所

保証担当地区

■鶴見区　■神奈川区　■西区　■保土ケ谷区　■旭区　■瀬谷区

〒220－0004　西区北幸１－６－１（横浜ファーストビル７階）
TEL：045-319-5335　FAX：045-319-5340

＜アクセス＞　横浜駅　西口より徒歩約３分
横浜市営地下鉄横浜駅　10番出口より徒歩約１分

南 部 支 所

保証担当地区

■南区　■金沢区　■戸塚区　■港南区　■栄区　■泉区

〒233－0002　港南区上大岡西１－６－１（ゆめおおおかオフィスタワー 22階）
TEL：045-844-6621　FAX：045-845-0641

＜アクセス＞　京浜急行上大岡駅　３階改札口より徒歩約３分
横浜市営地下鉄上大岡駅　６番出口より徒歩約３分

横浜の中小企業の「明日」を身近でサポート

横浜市信用保証協会

https://www.sinpo-yokohama.or.jp